

青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十五年青森市条例第四号)の一部改正【第一条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(基本方針)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 養護老人ホームの設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第九条 養護老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該養護老人ホームの職員及び入所者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p><u>七 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>八 その他施設の運営に関する重要事項</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第十条 [略]</p> <p><u>2 養護老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第十四条 [略]</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第九条 養護老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該養護老人ホームの職員及び入所者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>七</u> その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第十条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第十四条 [略]</p>

改正後	改正前
<p>2～10 [略]</p> <p>11 第一項第三号、第六号及び第七号に規定する基準の適用について、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員は、次に掲げる本体施設の当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 養護老人ホーム <u>生活相談員、栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員</p> <p>二～五 [略]</p> <p>(処遇の方針)</p> <p>第十七条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)</u>を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第二十二条 [略]</p> <p>2 養護老人ホームの設置者は、養護老人</p>	<p>2～10 [略]</p> <p>11 第一項第三号、第六号及び第七号に規定する基準の適用について、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員は、次に掲げる本体施設の当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 養護老人ホーム _____ <u>栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員</p> <p>二～五 [略]</p> <p>(処遇の方針)</p> <p>第十七条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 _____ _____ _____を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第二十二条 [略]</p> <p>2 養護老人ホームの設置者は、養護老人</p>

改正後	改正前
<p>ホームの施設長に、当該養護老人ホームの職員に第九条から第十一条まで、第十五条から前条まで及び次条から<u>第三十一条</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二十四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 養護老人ホームの設置者は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該養護老人ホームの設置者は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u>に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p><u>第二十四条の二 養護老人ホームの設置者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うため</u></p>	<p>ホームの施設長に、当該養護老人ホームの職員に第九条から第十一条まで、第十五条から前条まで及び次条から<u>第三十条</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二十四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 養護老人ホームの設置者は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 養護老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 養護老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第二十五条 [略]</p> <p>2 養護老人ホームの設置者は、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に対し、周知徹底すること。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的実施すること。</p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第二十五条 [略]</p> <p>2 養護老人ホームの設置者は、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 _____をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に対し、周知徹底すること。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 _____を定期的実施すること。</p>

改正後	改正前
<p>四 [略]</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第三十条 養護老人ホームの設置者は、事故の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 <u>事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第三十一条 養護老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p><u>二 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施す</u></p>	<p>四 [略]</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第三十条 養護老人ホームの設置者は、事故の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会_____及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>[追加]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>るための担当者を置くこと。</u></p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第三十二条 養護老人ホームの設置者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第三十三条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第一条</u> この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第八条中青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第十七条第一項第十八号の二の次に一号を加える改正規定は、令和三年十月一日から施行する。</p>	<p>[追加]</p> <p>(委任)</p> <p><u>第三十一条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

改正後	改正前
<p><u>(虐待の防止に係る経過措置)</u></p> <p><u>第二条 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）</u> <u>第四条第四項及び第三十一条、第二条の規定による改正後の青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）</u> <u>第四条第四項（新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。）、第三十三条の二（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。）及び第三十五条第三項（新特別養護老人ホーム基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）、第三条の規定による改正後の青森市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）</u> <u>第四条第四項、第三十六条（新軽費老人ホーム基準条例附則第十一条において準用する場合を含む。）及び附則第四条第四項、第四条の規定による改正後の青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）</u> <u>第四条第三項及び第四十一条の二（新居宅サービス等基準条例第四十三条の三、第四十八条、第六十条、第六十四条、第八十条、第九十条、第九十九条、第一百四十四条、第一百六条、第一百三十六条、第一百四十七条、第一百六十九条（新居宅サービス等基準条例第八十二条において準用する場合を含む。）、第八十二条の三、第八十九条、第二百五条（新居宅サービス等基準条例第二百七十七条において準用する場合を含む。）、第二百三十八条、第二百四十九条、第二百六十四条、第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。）、</u> <u>第五条の規定による改正後の青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）</u> <u>第四条第三項及び第五十六条の十の二（新介護予防サービス等基準条例第六十四条、第七十六条、第八十六条、第九十五条、第二百二十五条、第一百四十四条（新介護予防サービス等基準条例第一百六十一条において準用する場合を含む。）、第六十六条の三、第一百七十三条、第八十三条（新介護予防サービス等基準条例第九十八条において準用する場合を含む。）、第二百十九条、第二百三十六条、第二百五十条、第二百五十五条及び第二百六十四条において準用する場合を含む。）、第六条の規定による改正後の青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）</u> <u>第四条第三項及び第四十二条の二（新地域密着型サービス基準条例第六十一条、第六十一条の二十、第六十一条の二十の三、第六十一条の三十八、第八十二条、第一百条、第一百三十条、第一百五十一条、第一百八十条、第一百九十二条及び第二百五条において準用する場合を含む。）、第七条の規定による改正後の青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）</u> <u>第四条第三項及び第三十九条の二（新地域密着型介護予防サービス基準条例第六十七条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第八条の規定による改正後の青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）</u> <u>第四条第五項及び第三十一条の二（新指定居宅介護支援等基準条例第三十四条において準用する場合を含む。）、第九条の規定によ</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>る改正後の青森市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第四条第五項及び第三十条の二（新指定介護予防支援等基準条例第三十六条において準用する場合を含む。）、第十条の規定による改正後の青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第六条第四項、第四十二条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）及び第四十六条第三項、第十一条の規定による改正後の青森市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第五条第四項、第四十一条の二（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）及び第四十五条第三項、第十二条の規定による改正後の青森市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第五条第四項、第三十九条の二（新介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び第四十三条第三項並びに第十三条の規定による改正後の青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第五条第四項、第四十一条の二（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）及び第四十五条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新養護老人ホーム基準条例第九条、新特別養護老人ホーム基準条例第九条（新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。）及び第三十六条（新特別養護老人ホーム基準条例第</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>五十四条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第九条（新軽費老人ホーム基準条例附則第十一条において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準条例第三十一条（新居宅サービス等基準条例第四十三条の三及び第四十八条において準用する場合を含む。）、第五十八条（新居宅サービス等基準条例第六十四条において準用する場合を含む。）、第七十八条、第八十八条、第九十七条、第一百八条（新居宅サービス等基準条例第一百六条及び第三十六条において準用する場合を含む。）、第一百四十四条、第一百六十五条（新居宅サービス等基準条例第八十二条の三及び第八十九条において準用する場合を含む。）、第一百七十九条、第二百二条、第二百四条、第二百三十三条、第二百四十六条及び第二百五十八条（新居宅サービス等基準条例第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第五十六条（新介護予防サービス等基準条例第六十四条において準用する場合を含む。）、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百二十二条、第一百四十条（新介護予防サービス等基準条例第一百六十六条の三及び第七十三条において準用する場合を含む。）、第一百五十八条、第一百八十条、第一百九十五条、第二百四条、第二百三十三条及び第二百四十四条（新介護予防サービス等基準条例第二百五十五条及び第二百六十四条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第三十三条、第五十七条、第六十一条の十二（新地域密着型サービス基準条例第六十一条の二十の三において準用する場合を含む。）、第六十一条の三十四、第七十五条、第一百二条（新地域密着型サービス基準条例第二百五条において準用する場合を含む。）、第二十四条、第一百四十七条、第一百七十一条及び第八十九条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第二十九条、第五十九条及び第八十二条、新指定居宅介護支援</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>等基準条例第二十二條（新指定居宅介護支援等基準条例第三十四條において準用する場合を含む。）</u>、<u>新指定介護予防支援等基準条例第二十一條（新指定介護予防支援等基準条例第三十六條において準用する場合を含む。）</u>、<u>新指定介護老人福祉施設基準条例第三十條及び第五十三條</u>、<u>新介護老人保健施設基準条例第三十條及び第五十二條</u>、<u>新介護療養型医療施設基準条例第二十八條及び第五十一條並びに新介護医療院基準条例第三十條及び第五十二條の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。</u></p> <p><u>（業務継続計画の策定等に係る経過措置）</u></p> <p><u>第三條 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム基準条例第二十四條の二、新特別養護老人ホーム基準条例第二十六條の二（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四條、第五十條及び第五十四條において準用する場合を含む。）</u>、<u>新軽費老人ホーム基準条例第二十六條の二（新軽費老人ホーム基準条例附則第十一條において準用する場合を含む。）</u>、<u>新居宅サービス等基準条例第三十三條の二（新居宅サービス等基準条例第四十三條の三、第四十八條、第六十條、第六十四條、第八十條、第九十條、第九十九條、第百十四條、第百十六條、第百三十六條、第百四十七條、第百六十九條（新居宅サービス等基準条例第百八十二條において準用する場合を含む。）</u>、<u>第百八十二條の三、第百八十九條、第二百五條（新居宅サービス等基準条例第二百十七條において準用する場合を含む。）</u>、<u>第二百三十八條、第二百四十九條、第二百六十四條、第二百六十六條及び第二百七十七條において準用する場合を含む。）</u>、<u>新介護予防サービス等</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>基準条例第五十六条の二の二（新介護予防サービス等基準条例第六十四条、第七十六条、第八十六条、第九十五条、第二百二十五条、第四百四十四条（新介護予防サービス等基準条例第六十一条において準用する場合を含む。）、第六十六条の三、第七十三条、第八十三条（新介護予防サービス等基準条例第九十八条において準用する場合を含む。）、第二百十九条、第二百三十六条、第二百五十条、第二百五十五条及び第二百六十四条において準用する場合を含む。）</u>、<u>新地域密着型サービス基準条例第三十四条の二（新地域密着型サービス基準条例第六十一条、第六十一条の二十、第六十一条の二十の三、第六十一条の三十八、第八十二条、第一百条、第一百三十条、第一百五十一条、第一百八十条、第一百九十二条及び第二百五条において準用する場合を含む。）</u>、<u>新地域密着型介護予防サービス基準条例第三十条の二（新地域密着型介護予防サービス基準条例第六十七条及び第八十八条において準用する場合を含む。）</u>、<u>新指定居宅介護支援等基準条例第二十三条の二（新指定居宅介護支援等基準条例第三十四条において準用する場合を含む。）</u>、<u>新指定介護予防支援等基準条例第三十六条において準用する場合を含む。）</u>、<u>新指定介護老人福祉施設基準条例第三十一条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）</u>、<u>新介護老人保健施設基準条例第三十一条の二（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）</u>、<u>新介護療養型医療施設基準条例第二十九条の二（新介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）</u>並びに<u>新介護医療院基準条例第三十一条の二（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」と</p>	

改正後	改正前
<p><u>あるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。</u></p> <p><u>（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）</u></p> <p><u>第四条 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準条例第三十四条第三項（新居宅サービス等基準条例第四十三条の三、第四十八条、第六十条、第六十四条、第八十条、第九十条、第九十九条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。）、第一百十二条第二項（新居宅サービス等基準条例第一百十六条、第一百三十六条、第一百六十九条（新居宅サービス等基準条例第一百八十二条において準用する場合を含む。）、第一百八十二条の三、第一百八十九条、第二百三十八条及び第二百四十九条において準用する場合を含む。）、第二百四十五条第二項（新居宅サービス等基準条例第二百五条（新居宅サービス等基準条例第二百七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第二百六十一条第六項（新居宅サービス等基準条例第二百六十六条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第五十六条の三第三項（新介護予防サービス等基準条例第六十四条、第七十六条、第八十六条、第九十五条及び第二百六十四条において準用する場合を含む。）、第二百二十三条第二項（新介護予防サービス等基準条例第一百八十三条（新介護予防サービス等基準条例第一百九十八条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二百四十一条の二第二項（新介護予防サービス等基準条例第一百六十一条、第一百六十六条の三、第一百七十三条、第二百十九条及び第二百三十六条において準用する場合を含む。）及び第二百四十七条第六項（新介護予防サービス等基準条例第二百五十五条において準用する場合を含む。）</u></p>	

改正後	改正前
<p> <u>む。）、新地域密着型サービス基準条例第三十五条第三項（新地域密着型サービス基準条例第六十一条において準用する場合を含む。）及び第六十一条の十六第二項（新地域密着型サービス基準条例第六十一条の二十の三、第六十一条の三十八、第八十二条、第一百条、第一百三十条、第一百五十一条及び第二百五条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第三十三条第二項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第六十七条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援等基準条例第二十五条の二（新指定居宅介護支援等基準条例第三十四条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防支援等基準条例第二十四条の二（新指定介護予防支援等基準条例第三十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</u> </p> <p> <u>（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）</u> </p> <p> <u>第五条 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム基準条例第二十四条第三項、新特別養護老人ホーム基準条例第二十六条第三項（新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。）及び第四十二条第四項（新特別養護老人ホーム基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第二十六条第三項（新軽費老人ホーム基準条例附則第十一条において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準条例第五十八条の二第三項（新居宅サービス等基準条例第六十四条において準用する場合を含む。）、第九十九条第三項（新居宅サービス等基準条例第一百六条、第一百三十六条、第一百四十七条、第一百六十九条、第一百八十二条の三、第一百八十九条及び第二百五条において準用する場</u> </p>	

改正後	改正前
<p>合を含む。)、<u>第一百八十条第四項、第二百十五條第四項及び第二百三十四條第四項(新居宅サービス等基準条例第二百四十九條において準用する場合を含む。)、新介護予防サービス等基準条例第五十六條の二第三項(新介護予防サービス等基準条例第六十四條において準用する場合を含む。)、第一百二十二條の二第三項(新介護予防サービス等基準条例第一百四十四條、第一百六十六條の三、第一百七十三條及び第一百八十三條において準用する場合を含む。)、第一百五十九條第四項、第一百九十六條第四項及び第二百十五條第四項(新介護予防サービス等基準条例第二百三十六條において準用する場合を含む。)、新地域密着型サービス基準条例第六十一條の十三第三項(新地域密着型サービス基準条例第六十一條の二十の三、第六十一條の三十八、第八十二條、第一百十條及び第二百五條において準用する場合を含む。)、第二百五條第三項、第一百四十八條第四項、第一百七十二條第三項及び第一百九十條第四項、新地域密着型介護予防サービス基準条例第三十條第三項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第六十七條において準用する場合を含む。)</u>及び<u>第八十三條第三項、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十一條第三項及び第五十四條第四項、新介護老人保健施設基準条例第三十一條第三項及び第五十三條第四項、新介護療養型医療施設基準条例第二十九條第三項及び第五十二條第四項並びに新介護医療院基準条例第三十一條第三項及び第五十三條第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</u></p> <p>(ユニットの定員に係る経過措置)</p> <p><u>第六條 当分の間、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十七條第一項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施</u></p>	

改正後		改正前
<p><u>設基準条例第五条第一項第三号イ及び第五十四条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、新特別養護老人ホーム基準条例第三十七条第四項第一号イ(2)及び第五十二条第四項第一号イ(2)、新居宅サービス等基準条例第七十二条第六項第一号イ(2)、新介護予防サービス等基準条例第一百五十五条第六項第一号イ(2)、新地域密着型サービス基準条例第八十三条第一項第一号イ(2)並びに新介護療養型医療施設基準条例第四十四条第二項第一号イ(2)及び第四十五条第二項第一号イ(2)の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>		
<p><u>新特別養護老人ホーム基準条例第三十七条第四項第一号イ(2)及び第五十二条第四項第一号イ(2)</u></p>	<p>入所定員</p>	<p>入居定員</p>
	<p><u>新指定介護老人福祉施設基準条例第五条第一項第三号イ</u></p>	<p><u>新特別養護老人ホーム基準条例第十三条第一項第四号イ</u></p>
<p><u>新居宅サービス等基準条例第七</u></p>	<p>入所定員</p>	<p>利用定員</p>
	<p><u>新指定介護老人福祉施</u></p>	<p><u>新居宅サー</u></p>
	<p>第五十四条第二項</p>	<p>第四十二条第二項（第五十四条において準用する場合を含む。）</p>

改正後			改正前
<u>十二条第六項第一号イ(2)</u>	<u>設基準条例第五条第一項第三号イ</u>	<u>条例第四百十九条第一項第三号</u>	
	<u>第五十四条第二項</u>	<u>第一百八十条第二項</u>	
<u>新介護予防サービス等基準条例第一百五十五条第六項第一号イ(2)</u>	<u>入所定員</u>	<u>利用定員</u>	
	<u>新指定介護老人福祉施設基準条例第五条第一項第三号イ</u>	<u>新介護予防サービス等基準条例第一百三十一条第一項第三号</u>	
	<u>第五十四条第二項</u>	<u>第一百五十九条第二項</u>	
<u>新地域密着型サービス基準条例第一百八十三条第一項第一号イ(2)</u>	<u>入所定員</u>	<u>入居定員</u>	
	<u>新指定介護老人福祉施設基準条例第五条第一項第三号イ</u>	<u>新地域密着型サービス基準条例第一百五十三条第一項第三号イ</u>	
	<u>第五十四条第二項</u>	<u>第一百九十条第二項</u>	
<u>新介護療養型医療施設基準条例第四十四条第二項第一号イ(2)及び第四十五条第二項第一号イ(2)</u>	<u>入所定員</u>	<u>入院患者の定員</u>	
	<u>新指定介護老人福祉施設基準条例第五条第一項第三号イ</u>	<u>新介護療養型医療施設基準条例第四条第一項第二号及び第三号、同条第二項第二号及び第三号、同条第三項第二</u>	

改正後			改正前
		号及び第三号、附則第三条第二号並びに附則第四条	
	第五十四条第二項	第五十二条第二項	
<p><u>第七条 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって、第二条の規定による改正前の青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第三十七条第四項第一号イ(5)及び第五十二条第四項第一号イ(5)、第四条の規定による改正前の青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第百七十二条第六項第一号イ(4)、第五条の規定による改正前の青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第百五十五条第六項第一号イ(4)、第六条の規定による改正前の青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第百八十三条第一項第一号イ(4)、第十条の規定による改正前の青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四十七条第一項第一号イ(4)並びに第十二条の規定による改正前の青森市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第四十四条第二項第一号イ(4)及び第四十五条第二項第一号イ(4)の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。</u></p>			

改正後	改正前
<p><u>（栄養管理に係る経過措置）</u></p> <p><u>第八条 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、新地域密着型サービス基準条例第百六十六条の二（新地域密着型サービス基準条例第百九十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十三条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第二十一条の二（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第二十条の二（新介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第二十一条の二（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。</u></p> <p><u>（口腔衛生の管理に係る経過措置）</u></p> <p><u>第九条 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、新地域密着型サービス基準条例第百六十六条の三（新地域密着型サービス基準条例第百九十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十三条の三（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第二十一条の三（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第二十条の三（新介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第二十一条の三（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>「行うよう努めなければ」とする。</u></p> <p><u>(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)</u></p> <p><u>第十条 令和三年四月一日から起算して六月を経過する日までの間、新養護老人ホーム基準条例第三十条第一項、新特別養護老人ホーム基準条例第三十三条第一項(新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準条例第三十五条第一項(新軽費老人ホーム基準条例附則第十一条において準用する場合を含む。)、新地域密着型サービス基準条例第一百七十八条第一項(新地域密着型サービス基準条例第九十二条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十二条第一項(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第四十一条第一項(新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)、新介護療養型医療施設基準条例第三十九条第一項(新介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))及び新介護医療院基準条例第四十一条第一項(新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。</u></p> <p><u>(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)</u></p> <p><u>第十一条 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム基準条例第二十五条第二項第三号、新特別養護老人ホーム基準条例第二十八条第二項第三号(新特別養護老人ホーム基</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>準条例第四十四条、第五十条及び第五十四</u> <u>条において準用する場合を含む。）、</u> <u>新軽費老人ホーム基準条例第二十八条第</u> <u>二項第三号（新軽費老人ホーム基準条例</u> <u>附則第十一条において準用する場合を</u> <u>含む。）、新地域密着型サービス基準条例</u> <u>第七十四条第二項第三号（新地域密着</u> <u>型サービス基準条例第九十二条におい</u> <u>て準用する場合を含む。）、新指定介護</u> <u>老人福祉施設基準条例第三十四条第二</u> <u>項第三号（新指定介護老人福祉施設基</u> <u>準条例第五十六条において準用する場</u> <u>合を含む。）、新介護老人保健施設基</u> <u>準条例第三十四条第二項第三号（新介</u> <u>護老人保健施設基準条例第五十五条に</u> <u>おいて準用する場合を含む。）、新介</u> <u>護療養型医療施設基準条例第三十二条</u> <u>第二項第三号（新介護療養型医療施</u> <u>設基準条例第五十四条</u> <u>において準用する場合を含む。）及び</u> <u>新介護医療院基準条例第三十四条第二</u> <u>項第三号（新介護医療院基準条例第五</u> <u>十五条において準用する場合を含む。）</u> <u>の規定にかかわらず、養護老人ホーム</u> <u>の設置者、特別養護老人ホームの設</u> <u>置者、軽費老人ホームの設置者、指</u> <u>定地域密着型介護老人福祉施設の開</u> <u>設者、指定介護老人福祉施設の開設</u> <u>者、介護老人保健施設の開設者、指</u> <u>定介護療養型医療施設の開設者及び</u> <u>介護医療院の開設者は、その従業者</u> <u>又は職員に対し、感染症及び食中毒</u> <u>の予防及びまん延の防止のための研</u> <u>修を定期的</u> <u>に実施するとともに、感染症の予防</u> <u>及びまん延の防止のための訓練を定</u> <u>期的に実施するよう努めるものとする。</u></p>	

青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十五年青森市条例第五号)の一部改正【第二条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（<u>第四条一第三十三条の二</u>）</p> <p>第三章～第五章 [略]</p> <p>第六章 雑則（<u>第五十五条・第五十六条</u>） （基本方針）</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>（職員の専従）</p> <p>第八条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>目次</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（<u>第四条一第三十三条</u>）</p> <p>第三章～第五章 [略]</p> <p>第六章 雑則（<u>第五十五条_____</u>） （基本方針）</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>（職員の専従）</p> <p>第八条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第三十四条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第四十二条第二項（第五十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置</u></p>

改正後	改正前
<p>_____、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第九条 特別養護老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該特別養護老人ホームの職員及び入所者に周知しなければならない。</p> <p>一～七 [略]</p> <p>八 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>九 その他施設の運営に関する重要事項</p>	<p><u>される看護職員に限る。以下この条において同じ。）、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第五十一条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム（第十三条第六項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第九条 特別養護老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該特別養護老人ホームの職員及び入所者に周知しなければならない。</p> <p>一～七 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>八 その他施設の運営に関する重要事項</p>

改正後	改正前
<p>(非常災害対策)</p> <p>第十条 [略]</p> <p><u>2 特別養護老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(処遇の方針)</p> <p>第十七条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)</u>を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>(施設長の業務)</p> <p>第二十五条 [略]</p> <p>2 特別養護老人ホームの設置者は、特別養護老人ホームの施設長に、当該特別養護老人ホームの職員に第九条から第十一条まで及び第十四条から<u>第三十三条の二</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令に関する業務を担当させるものと</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第十条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(処遇の方針)</p> <p>第十七条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>(施設長の業務)</p> <p>第二十五条 [略]</p> <p>2 特別養護老人ホームの設置者は、特別養護老人ホームの施設長に、当該特別養護老人ホームの職員に第九条から第十一条まで及び第十四条から<u>第三十三条</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令に関する業務を担当させるものと</p>

改正後	改正前
<p>する。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二十六条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該特別養護老人ホームの設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>特別養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p><u>第二十六条の二 特別養護老人ホームの設置者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>する。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二十六条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 _____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p>2 特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施しなければならない。</p> <p>3 特別養護老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第二十八条 [略]</p> <p>2 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し周知徹底すること。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>四 [略]</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第三十三条 特別養護老人ホームの設置者は、事故の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければなら</p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第二十八条 [略]</p> <p>2 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 _____ をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し周知徹底すること。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 _____ を定期的実施すること。</p> <p>四 [略]</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第三十三条 特別養護老人ホームの設置者は、事故の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければなら</p>

改正後	改正前
<p>い。</p> <p>一・二 [略]</p> <p><u>三 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</u></p> <p><u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>（虐待の防止）</u></p> <p><u>第三十三条の二 特別養護老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(基本方針)</p>	<p>い。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 事故発生防止のための委員会_____</p> <p>_____及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>[追加]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(基本方針)</p>

改正後	改正前
<p>第三十五条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第三十六条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該ユニット型特別養護老人ホームの職員及び入居者に周知しなければならない。</p> <p>一～八 [略]</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第三十七条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項第一号から第四号まで及び第六号の設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 ユニット 次のイからニまでに掲げる設備に応じ、それぞれイからニまでに定める基準</p> <p>イ 居室 次の(1)から(9)までに掲げる基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 居室は、いずれかのユニット</p>	<p>第三十五条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第三十六条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該ユニット型特別養護老人ホームの職員及び入居者に周知しなければならない。</p> <p>一～八 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>九 その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第三十七条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項第一号から第四号まで及び第六号の設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 ユニット 次のイからニまでに掲げる設備に応じ、それぞれイからニまでに定める基準</p> <p>イ 居室 次の(1)から(10)までに掲げる基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 居室は、いずれかのユニット</p>

改正後	改正前
<p>に属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられていること（一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えない</u>ものであること。）。</p> <p>(3) ・ (4) [略]</p> <p>[削る]</p> <p>(5) 寝台又はこれに代わる設備が備えられていること。</p> <p>(6) ブザー又はこれに代わる設備が設けられていること。</p> <p>(7) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備が備えられていること。</p> <p>(8) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けられていること。</p> <p>(9) 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにされていること。</p> <p>ロ～ニ [略]</p> <p>二～五 [略]</p> <p>5・6 [略]</p>	<p>に属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられていること（一のユニットの入居定員は、<u>_____ おおむね十人以下としなければならない</u>ものであること。）。</p> <p>(3) ・ (4) [略]</p> <p>(5) ユニットに属さない居室がユニットの居室として改修されたものについて、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者同士の視線の遮断が確保されていること。</p> <p>(6) 寝台又はこれに代わる設備が備えられていること。</p> <p>(7) ブザー又はこれに代わる設備が設けられていること。</p> <p>(8) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備が備えられていること。</p> <p>(9) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けられていること。</p> <p>(10) 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにされていること。</p> <p>ロ～ニ [略]</p> <p>二～五 [略]</p> <p>5・6 [略]</p>

改正後	改正前
<p>(処遇の方針)</p> <p>第三十八条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>9 [略]</p>	<p>(処遇の方針)</p> <p>第三十八条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____</p> <p>_____を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>9 [略]</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第四十二条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務体制を定めておかななければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 <u>その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第四十二条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務体制を定めておかななければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改正後	改正前
<p><u>5 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第四十四条 第五条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条から第十六条まで、第二十条、第二十二條から第二十五条まで、<u>第二十六条の二</u>及び第二十八条から<u>第三十三条の二</u>までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十一条第二項第三号中「第十七条第五項」とあるのは「第三十八条第七項」と、同項第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十一条第二項」と、同項第五号中「第三十三条第三項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十三条第三項」と、第二十五条第二項中「第九条から第十一条まで及び第十四条から<u>第三十三条の二</u>まで」とあるのは「第三十六条及び第三十八条から第四十三条まで並びに第四十四条において準用する第十条、第十一条、第十四条から第十六条まで、第二十条、第二十二條から<u>第二十五条まで、第二十六条の二</u>及び第二十八条から<u>第三十三条の二</u>まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(職員の配置の基準)</p>	<p>[追加]</p> <p>(準用)</p> <p>第四十四条 第五条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条から第十六条まで、第二十条、第二十二條から第二十五条まで_____及び第二十八条から<u>第三十三条</u>までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十一条第二項第三号中「第十七条第五項」とあるのは「第三十八条第七項」と、同項第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十一条第二項」と、同項第五号中「第三十三条第三項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十三条第三項」と、第二十五条第二項中「第九条から第十一条まで及び第十四条から<u>第三十三条</u>まで」とあるのは「第三十六条及び第三十八条から第四十三条まで並びに第四十四条において準用する第十条、第十一条、第十四条から第十六条まで、第二十条、第二十二條から<u>第二十四条</u>まで_____及び第二十八条から<u>第三十三条</u>まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(職員の配置の基準)</p>

改正後	改正前
<p>第四十七条 地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。<u>ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。</u></p> <p>一～七 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 第一項第三号及び第五号から第七号までの規定の適用について、サテライト型居住施設には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員を置かないことができる。</p> <p>一 特別養護老人ホーム <u>生活相談員、栄養士、機能訓練指導員</u>又は調理員、事務員その他の職員</p> <p>二～五 [略]</p> <p>9～13 [略]</p> <p>(地域との連携等)</p>	<p>第四十七条 地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>一～七 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 第一項第三号及び第五号から第七号までの規定の適用について、サテライト型居住施設には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員を置かないことができる。</p> <p>一 特別養護老人ホーム _____</p> <p><u>栄養士、機能訓練指導員</u>又は調理員、事務員その他の職員</p> <p>二～五 [略]</p> <p>9～13 [略]</p> <p>(地域との連携等)</p>
<p>第四十九条 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定</p>	<p>第四十九条 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定</p>

改正後	改正前
<p>する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。</u>）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（準用）</p> <p>第五十条 第四条から第十一条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条から第三十一条まで、<u>第三十三条及び第三十三条の二の規定</u>は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十一条第二項第三号中「第十七条第五項」とあるのは「第五十条において準用する第十七条第五項」と、同項第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十一条第二項」と、同項第五号中「第三十三条第三項」とあるのは「第五十条において準用する第三十三条第三項」と、第二十五条第二項中「第九条から第十一条まで及び第十四条から<u>第三十三条の二まで</u>」とあるのは「第四十八条及び第四十九条並びに第五十条において準用する第</p>	<p>する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>（以下「運営推進会議」という。）</p> <p>を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（準用）</p> <p>第五十条 第四条から第十一条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条から第三十一条まで <u>及び第三十三条の規定</u>は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十一条第二項第三号中「第十七条第五項」とあるのは「第五十条において準用する第十七条第五項」と、同項第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十一条第二項」と、同項第五号中「第三十三条第三項」とあるのは「第五十条において準用する第三十一条第二項」と、同項第五号中「第三十三条第三項」とあるのは「第五十条において準用する第三十三条第三項」と、第二十五条第二項中「第九条から第十一条まで及び第十四条から<u>第三十三条まで</u>」とあるのは「第四十八条及び第四十九条並びに第五十条において準用する第九</p>

改正後	改正前
<p>九条から第十一条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条から第三十一条まで、<u>第三十三条及び第三十三条の二</u>と読み替えるものとする。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第五十二条 [略]</p> <p>一・ニ [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 ユニット 次のイからニまでに掲げる設備に応じ、それぞれイからニまでに定める基準</p> <p>イ 居室 次の<u>(1) から (9) まで</u>に掲げる基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられていること（一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないもの</u>であること。）。</p> <p>(3) ・ (4) [略]</p> <p><u>[削る]</u></p>	<p>から第十一条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条から第三十一条まで<u>及び第三十三条まで</u>と読み替えるものとする。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第五十二条 [略]</p> <p>一・ニ [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 ユニット 次のイからニまでに掲げる設備に応じ、それぞれイからニまでに定める基準</p> <p>イ 居室 次の<u>(1) から (10) まで</u>に掲げる基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられていること（一のユニットの入居定員は、<u>_____ おおむね十人以下としなければならないもの</u>であること。）。</p> <p>(3) ・ (4) [略]</p> <p><u>(5) ユニットに属さない居室がユニットの居室として改修されたものについて、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者同士の視線の遮断が確保され</u></p>

改正後	改正前
<p>(5) 寝台又はこれに代わる設備が備えられていること。</p> <p>(6) ブザー又はこれに代わる設備が設けられていること。</p> <p>(7) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備が備えられていること。</p> <p>(8) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けられていること。</p> <p>(9) 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにされていること。</p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>二～五 [略]</p> <p>5～7 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第五十四条 第五条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条から第十六条まで、第二十条、第二十二條から第二十五条まで、<u>第二十六条の二</u>、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、<u>第三十三条の二</u>、第三十五条、第三十六条、第三十八条、第四十条から第四十三条まで及び第四十九条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十一条第二項第三号中「第十七条第五項」とあるのは「第五十四条において準用する第三</p>	<p><u>ていること。</u></p> <p>(6) 寝台又はこれに代わる設備が備えられていること。</p> <p>(7) ブザー又はこれに代わる設備が設けられていること。</p> <p>(8) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備が備えられていること。</p> <p>(9) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けられていること。</p> <p>(10) 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにされていること。</p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>二～五 [略]</p> <p>5～7 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第五十四条 第五条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条から第十六条まで、第二十条、第二十二條から第二十五条まで_____、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条_____、第三十五条、第三十六条、第三十八条、第四十条から第四十三条まで及び第四十九条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十一条第二項第三号中「第十七条第五項」とあるのは「第五十四条において準用する第三</p>

改正後	改正前
<p><u>2 特別養護老人ホームの設置者及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第五十六条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>第五条 一般病床（医療法第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第一号に規定する精神病床であって、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第七条において同じ。）又は療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和六 年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、</p>	<p>[追加]</p> <p>（委任）</p> <p>第五十五条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>第五条 一般病床（医療法第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第一号に規定する精神病床であって、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第七条において同じ。）又は療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、</p>

改正後	改正前
<p>軽費老人ホーム（法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第十二条第四項第九号イ及び第四十六条第四項第九号イの規定にかかわらず、食堂は一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p> <p>第六条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を<u>令和六年三月三十一日</u>までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第十二条第四項第九号イ及び第四十六条第四項第九号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>一・二 [略]</p>	<p>軽費老人ホーム（法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第十二条第四項第九号イ及び第四十六条第四項第九号イの規定にかかわらず、食堂は一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p> <p>第六条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を<u>平成三十六年三月三十一日</u>までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第十二条第四項第九号イ及び第四十六条第四項第九号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>一・二 [略]</p>

改正後	改正前
<p>第七条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>令和六 年三月三十一日</u>までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第十二条第六項第一号、第三十七条第六項第一号、第四十六条第六項第一号及び第五十二条第六項第一号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上（中廊下にあつては一・六メートル以上）とする。</p> <p><u>附 則</u> [略]</p> <p>※青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年青森市条例第四号）の一部改正〔第一条関係〕新旧対照表にまとめて記載</p>	<p>第七条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>平成三十六年三月三十一日</u>までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第十二条第六項第一号、第三十七条第六項第一号、第四十六条第六項第一号及び第五十二条第六項第一号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上（中廊下にあつては一・六メートル以上）とする。</p>

青森市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十五年青森市条例第六号)の一部改正【第三条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(基本方針)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 軽費老人ホームの設置者は、入所者の <u>人権の擁護、虐待の防止等のため、必要</u> <u>な体制の整備を行うとともに、その職員</u> <u>に対し、研修を実施する等の措置を講じ</u> <u>なければならない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第九条 軽費老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定め、これを当該軽費老人ホームの職員及び入所者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>七 <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>八 <u>その他施設の運営に関する重要事項</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第十条 [略]</p> <p>2 <u>軽費老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(サービス提供の方針)</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第九条 軽費老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定め、これを当該軽費老人ホームの職員及び入所者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>七 <u>その他施設の運営に関する重要事項</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第十条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(サービス提供の方針)</p>

改正後	改正前
<p>第十九条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 軽費老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下「テレビ電話装置等」という。) を活用して行うことができるものとする。)</u> を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>(施設長の業務)</p> <p>第二十四条 [略]</p> <p>2 軽費老人ホームの設置者は、施設長に、職員に第九条から第十一条まで、第十四条から前条まで及び次条から <u>第三十六条</u> までの規定を遵守させるために必要な指揮命令に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二十六条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 軽費老人ホームの設置者は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 <u>その際、当該軽費老人ホームの設置者は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者</u></p>	<p>第十九条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 軽費老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 _____ _____ を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>(施設長の業務)</p> <p>第二十四条 [略]</p> <p>2 軽費老人ホームの設置者は、施設長に、職員に第九条から第十一条まで、第十四条から前条まで及び次条から <u>第三十五条</u> までの規定を遵守させるために必要な指揮命令に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二十六条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 軽費老人ホームの設置者は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 _____ _____ _____</p>

改正後	改正前
<p><u>その他これに類する者を除く。)</u>に対し、 <u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ。</u></p> <p><u>4 軽費老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならぬ。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第二十六条の二 軽費老人ホームの設置者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならぬ。</u></p> <p><u>2 軽費老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 軽費老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(衛生管理等)</u></p> <p>第二十八条 [略]</p> <p>2 軽費老人ホームの設置者は、当該軽費</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第二十八条 [略]</p> <p>2 軽費老人ホームの設置者は、当該軽費</p>

改正後	改正前
<p>老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会<u>（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）</u>をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底すること。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的実施すること。</p> <p>四 [略]</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十条 [略]</p> <p><u>2 軽費老人ホームの設置者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第三十五条 軽費老人ホームの設置者は、事故の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会<u>（テ</u></p>	<p>老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会_____をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底すること。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修_____を定期的実施すること。</p> <p>四 [略]</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第三十五条 軽費老人ホームの設置者は、事故の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会_____</p>

改正後	改正前
<p><u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）</u>及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p>	<p>_____及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p>
<p><u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	<p>[追加]</p>
<p>2～4 [略]</p>	<p>2～4 [略]</p>
<p><u>(虐待の防止)</u></p>	
<p><u>第三十六条 軽費老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>[追加]</p>
<p><u>一 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的</u> <u>に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p>	<p>[追加]</p>
<p><u>二 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p>	<p>[追加]</p>
<p><u>三 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的</u> <u>に実施すること。</u></p>	<p>[追加]</p>
<p><u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	<p>[追加]</p>
<p><u>(電磁的記録)</u></p>	
<p><u>第三十七条 軽費老人ホームの設置者及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体</u></p>	<p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>物をいう。以下この条において同じ。） で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。） については、書面に代えて、当該書面に 係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方 式その他人の知覚によっては認識するこ とができない方式で作られる記録であっ て、電子計算機による情報処理の用に供 されるものをいう。）により行うことが できる。</u></p> <p><u>2 軽費老人ホームの設置者及びその職員 は、交付、説明、同意、承諾、締結その 他これらに類するもの（以下「交付等」 という。）のうち、この条例の規定におい て書面で行うことが規定されている又は 想定されるものについては、当該交付等 の相手方の承諾を得て、書面に代えて、 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法そ の他人の知覚によって認識することがで きない方法をいう。）によることができ る。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第三十八条 この条例の施行について必要 な事項は、市長が別に定める。</p> <p>（経過的軽費老人ホーム）</p> <p>第三条 平成二十年六月一日において現に 存する軽費老人ホーム（同日後に増築さ れ、又は全面的に改築された部分を除 く。）のうち、軽費老人ホームA型（次条 から附則第十一条までの規定に適合する 軽費老人ホームをいう。以下同じ。）に 該当するものとして市長が指定するもの</p>	<p>[追加]</p> <p>（委任）</p> <p>第三十六条 この条例の施行について必要 な事項は、市長が別に定める。</p> <p>（経過的軽費老人ホーム）</p> <p>第三条 平成二十年六月一日において現に 存する軽費老人ホーム（同日後に増築さ れ、又は全面的に改築された部分を除 く。）のうち、軽費老人ホームA型（次条 から附則第十一条までの規定に適合する 軽費老人ホームをいう。以下同じ。）に 該当するものとして市長が指定するもの</p>

改正後	改正前
<p>については、第四条から第三十六条までの規定にかかわらず、次条から附則第十一条までの定めるところによる。</p> <p>(軽費老人ホームA型に係る基本方針)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 軽費老人ホームA型の設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第十一条 第五条から第十一条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条から第二十二條まで、第二十四条及び第二十六条から第三十六条までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第二十四条第二項中「第九条から第十一条まで、第十四条から前条まで及び次条から第三十六条まで」とあるのは「附則第八条から附則第十条まで並びに附則第十一条において準用する第九条から第十一条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条から第二十二條まで及び第二十六条から第三十六条まで」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 [略]</p> <p>※青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年青森市条例第四号）の一部改正〔第一条関係〕新旧対照表にまとめて記載</p>	<p>については、第四条から第三十五条までの規定にかかわらず、次条から附則第十一条までの定めるところによる。</p> <p>(軽費老人ホームA型に係る基本方針)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(準用)</p> <p>第十一条 第五条から第十一条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条から第二十二條まで、第二十四条及び第二十六条から第三十五条までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第二十四条第二項中「第九条から第十一条まで、第十四条から前条まで及び次条から第三十五条まで」とあるのは「附則第八条から附則第十条まで並びに附則第十一条において準用する第九条から第十一条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条から第二十二條まで及び第二十六条から第三十五条まで」と読み替えるものとする。</p>

青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第八号）の一部改正【第四条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第十三章 [略]</p> <p>第十四章 雑則（第二百七十八条・<u>第二百七十九条</u>）</p> <p>（指定居宅サービスの事業の一般原則）</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（利用料等の受領）</p> <p>第二十二条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により <u>居宅介護サービス費</u> が利用者に代わり当該 <u>指定居宅サービス事業者</u> に支払われる場合の当該 <u>居宅介護サービス費</u> に係る <u>指定居宅サービス</u> をいう。以下同じ。）に該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料（法第四十一条第一項に規定する居宅介護サ</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第十三章 [略]</p> <p>第十四章 雑則（第二百七十八条_____）</p> <p>（指定居宅サービスの事業の一般原則）</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>（利用料等の受領）</p> <p>第二十二条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により <u>居宅 サービス費</u> が利用者に代わり当該 _____ <u>居宅サービス事業者</u> に支払われる場合の当該 <u>居宅 サービス費</u> に係る <u>指定居宅サービス費</u> をいう。以下同じ。）に該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料（法第四十一条第一項に規定する居宅介</p>

改正後	改正前
<p>サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額（法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。以下同じ。）から当該指定訪問介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第三十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定訪問介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>七 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>八 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第三十三条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的</p>	<p>護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額（法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。以下同じ。）から当該指定訪問介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第三十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定訪問介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>七 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第三十三条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第三十三条の二 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(衛生管理等)</u></p> <p>第三十四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレ</u></p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第三十四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>ビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p>
<p>(揭示)</p> <p>第三十五条 [略]</p> <p><u>2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p>	<p>(揭示)</p> <p>第三十五条 [略]</p> <p>[追加]</p>
<p>(地域との連携等)</p> <p>第四十条 [略]</p> <p><u>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>(地域との<u>連携</u>)</p> <p>第四十条 [略]</p> <p>[追加]</p>
<p>(虐待の防止)</p> <p><u>第四十一条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するた</u></p>	<p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>め、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p><u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>（同居家族に対するサービス提供の制限）</p> <p>第四十七条 [略]</p> <p>2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る<u>次条</u>において準用する第二十六条第一項の訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（準用）</p>	<p>（同居家族に対するサービス提供の制限）</p> <p>第四十七条 [略]</p> <p>2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る<u>第四十八条</u>において準用する第二十六条第一項の訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（準用）</p>

改正後	改正前
<p>第四十八条 第一節及び第四節（第十七条、第二十二條第一項、第二十七條、第三十二條及び第三十九條第四項を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二條第二項及び第二十三條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第二十二條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二十六條第一項中「第七條第二項」とあるのは「第四十四條第二項」と、「第三十條」とあるのは「第四十八條において準用する第三十條」と読み替えるものとする。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第五十八條 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定訪問入浴介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～七 [略]</p> <p>八 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>九 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第五十八條の二 指定訪問入浴介護事業者</p>	<p>第四十八条 第一節及び第四節（第十七条、第二十二條第一項、第二十七條、第三十二條及び第三十九條第四項を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第二十一条 _____ 中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二條第二項及び第二十三條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第二十二條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二十六條第一項中「第七條第二項」とあるのは「第四十四條第二項」と、「第三十條」とあるのは「第四十八條において準用する第三十條」と読み替えるものとする。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第五十八條 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定訪問入浴介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～七 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>八 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</u></p> <p><u>2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第六十条 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、<u>第三十三条の二</u></p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(準用)</p> <p>第六十条 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、<u>第三十三条</u></p>

改正後	改正前
<p>から第三十七条まで及び第三十八条から第四十二条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第五十八条」と、第三十四条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第六十四条 第十条から第十六条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二から第三十七条まで、第三十八条から第四十二条まで（第三十九条第四項を除く。） _____及び第四十九条並びに第四節（第五十三条第一項及び第六十条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第五十八条」と、第二十一条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十四条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第五十三条第二項中「法</p>	<p>から第三十七条まで及び第三十八条から第四十二条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第五十八条」と、第三十四条 _____中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第六十四条 第十条から第十六条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第三十三条 _____から第三十七条まで、第三十八条、第三十九条（第四項を除く。）、第四十条から第四十二条まで及び第四十九条並びに第四節（第五十三条第一項及び第六十条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第五十八条」と、第二十一条 _____中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十四条 _____中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第五十三条第二項中「法</p>

改正後	改正前
<p>定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第七十八条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定訪問看護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>七 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>八 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第七十九条 [略]</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第七十五条第一項の訪問看護計画書 三～七 [略]</p> <p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第八十六条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言</p>	<p>定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第七十八条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定訪問看護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>七 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第七十九条 [略]</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第七十五条第三項の訪問看護計画書 三～七 [略]</p> <p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第八十六条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言</p>

改正後	改正前
<p>語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>五 リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第百四十二条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療養士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。</p> <p>2 [略]</p> <p>（運営規程）</p> <p>第八十八条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下こ</p>	<p>語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>五 リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第百四十二条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療養士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議_____をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。</p> <p>2 [略]</p> <p>（運営規程）</p> <p>第八十八条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下こ</p>

改正後	改正前
<p>の章において「運営規程」という。)を定め、これを当該指定訪問リハビリテーション事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～五 [略]</p> <p><u>六 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>七</u> その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第九十六条 [略]</p> <p>2 薬剤師 _____ の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～三 [略]</p> <p><u>四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。</u></p> <p><u>五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。</u></p> <p><u>六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則</u></p>	<p>の章において「運営規程」という。)を定め、これを当該指定訪問リハビリテーション事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>六</u> その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第九十六条 [略]</p> <p>2 薬剤師、<u>歯科衛生士又は管理栄養士</u>の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。</u></p> <p><u>七</u> それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。</p> <p><u>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</u></p> <p><u>一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。</u></p> <p><u>二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。</u></p> <p><u>三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。</u></p> <p><u>四 それぞれの利用者に提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。</u></p> <p><u>4</u> 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の従業者が<u>前三項</u>の方針に従い、適切に指定居宅療養管理指導を提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修等を行うものとする。</p>	<p><u>四</u> それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。</p> <p>[追加]</p> <p><u>3</u> 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の従業者が<u>前二項</u>の方針に従い、適切に指定居宅療養管理指導を提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修等を行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(運営規程)</p> <p>第九十七条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定め、これを当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>六 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>七 その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第九十七条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定め、これを当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>六 その他事業の運営に関する重要事項</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第一百八条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章(第五節を除く。))において「運営規程」という。)を定め、これを当該指定通所介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～九 [略]</p> <p>十 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十一 その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第一百八条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章(第五節を除く。))において「運営規程」という。)を定め、これを当該指定通所介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～九 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>十 その他事業の運営に関する重要事項</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第一百九条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第一百九条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機</p>

改正後	改正前
<p>会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(非常災害対策) 第百十一条 [略]</p> <p><u>2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等) 第百十二条 [略]</p> <p>2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等</u></p>	<p>会を確保しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>[追加]</p> <p>(非常災害対策) 第百十一条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(衛生管理等) 第百十二条 [略]</p> <p>2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>を活用して行うことができるものとする。)</u> <u>をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(地域との連携等)</u></p> <p><u>第一百十二条の二 指定通所介護事業者は、事業の運営に当たっては、地域住民との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p><u>第一百十二条の三 [略]</u></p> <p>(準用)</p> <p>第百十四条 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第</p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p><u>第一百十二条の二 [略]</u></p> <p>(準用)</p> <p>第百十四条 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第</p>

改正後	改正前
<p>二十九条、<u>第三十三条の二、第三十五条から第三十七条まで、第三十八条、第三十九条、第四十一条の二、第四十二条及び第五十七条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百八条」と、<u>同項、第二十九条、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と</u></u></p> <p>読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第百十六条 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第二十九条、<u>第三十三条の二、第三十五条から第三十七条まで、第三十八条、第三十九条、第四十一条の二、第四十二条、第五十七条、第百条、第百二条及び第百三条第四項並びに前節（第百十四条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第百八条に規定する運営規程をいう。<u>第三十五条第一項</u>において同じ。）</u>」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、<u>第二十九条、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百三</u></p>	<p>二十九条、<u>第三十五条から第三十七条まで、第三十八条から第四十条まで、</u>第四十二条及び第五十七条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百八条」と、</p> <p>「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、<u>第三十五条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第百十六条 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第二十九条、<u>第三十五条から第三十七条まで、第三十八条から第四十条まで、</u>第四十二条、第五十七条、第百条、第百二条及び第百三条第四項並びに前節（第百十四条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第百八条に規定する運営規程をいう。<u>第三十五条</u>において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、<u>第二十九条 及び第三十五条</u>中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百三</p>

改正後	改正前
<p>条第四項中「利用者に対する指定通所介護の提供に支障を及ぼすおそれがない場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、<u>第百六条第一項第二号、第百七条第五項、第百九条第三項及び第四項並びに第百二十二条第二項第一号及び第三号</u>中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、<u>第百十三条第二項第二号</u>中「次条において準用する第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第二十八条」とあるのは「第二十八条」と、同項第四号中「次条において準用する第三十九条第二項」とあるのは「第三十九条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第百三十六条 第十条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第二十九条、<u>第三十三條の二</u>、第三十五条から第三十七条まで、第三十八条、第三十九条（第五項及び第六項を除く。）、<u>第四十一条の二</u>、第四十二条、第五十七条、第百条及び第四節（第百四条第一項及び第百十四条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「<u>第百八条</u>」と、<u>同項、第二十九</u></p>	<p>条第四項中「利用者に対する指定通所介護の提供に支障を及ぼすおそれがない場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、<u>第百六条第一項第二号、第百七条第五項及び第百九条第三項</u> _____中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、<u>第百十三条第二項第二号</u>中「次条において準用する第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第二十八条」とあるのは「第二十八条」と、同項第四号中「次条において準用する第三十九条第二項」とあるのは「第三十九条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第百三十六条 第十条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第二十九条_____、第三十五条から第三十七条まで、第三十八条、第三十九条（第五項及び第六項を除く。）、<u>第四十条</u>_____、第四十二条、第五十七条、第百条及び第四節（第百四条第一項及び第百十四条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「<u>第百八条</u>」と、_____</p>

改正後	改正前
<p>条、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第二十一条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と</p> <p>_____、</p> <p>第四百四条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第四百四十四条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定通所リハビリテーション事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～八 [略]</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第四百四十五条 [略]</p>	<p>_____「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第二十一条 中</p> <p>「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第三十五条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第四百四条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第四百四十四条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定通所リハビリテーション事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～八 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>九 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第四百四十五条 [略]</p>

改正後	改正前
<p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第四百四十七条 第十条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第二十九条、<u>第三十三条の二</u>、第三十五条、第三十六条、第三十八条から第四十二条まで、第七十条、第百四条及び第百九条から第百十一条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第十条第一項中「第</p>	<p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>（準用）</p> <p>第四百四十七条 第十条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第二十九条_____、第三十五条、第三十六条、第三十八条から第四十二条まで、第七十条、第百四条及び第百九条から第百十一条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第十条第一項中「第</p>

改正後	改正前
<p>三十一条」とあるのは「第百四十四条」と、第十五条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第百九条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第百四十九条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第一項第二号の生活相談員<u>のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。</u>ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、<u>生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。</u></p> <p><u>6 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。</u></p> <p><u>7 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</u></p>	<p>三十一条」とあるのは「第百四十四条」と、第十五条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第百九条第三項_____中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第百四十九条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない_____。</p> <p>ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、_____</p> <p>_____</p> <p>この限りでない。</p> <p>[追加]</p> <p>6 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第一百三十一条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第五十二条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす二階建又は平家建の指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 居室等が二階又は地階に設けられている場合であって、次に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <p>イ 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第六十九条において準用する第一百十一条第一項に規</p>	<p>7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第一百三十一条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第五十二条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす二階建又は平家建の指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 居室等が二階又は地階に設けられている場合であって、次に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <p>イ 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第六十九条において準用する第一百十一条に規</p>

改正後	改正前
<p>定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項が定められていること。</p> <p>ロ 第百六十九条において準用する第百十一条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行われること。</p> <p>ハ [略]</p> <p>2. 3 [略]</p> <p>4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び</p> <hr/> <p style="text-align: center;">併設本体施設</p> <hr/> <p>の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障を及ぼすおそれがないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>5～8 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第百六十五条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定短期入所生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～八 [略]</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事</p>	<p>定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項が定められていること。</p> <p>ロ 第百六十九条において準用する第百十一条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行われること。</p> <p>ハ [略]</p> <p>2. 3 [略]</p> <p>4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障を及ぼすおそれがないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>5～8 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第百六十五条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定短期入所生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～八 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p>項</p> <p>十 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(準用)</p> <p>第百六十九条 第十一条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、<u>第三十三条の二、第三十五条から第三十七条まで、第三十八条から第四十二条（第四十条第二項を除く。）</u> ま <u>で、第五十七条、第百九条、第百十一条及び第百十二条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第三十三条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百九条第三項及び第四項並びに第百十二条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第百七十二条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす二階建又は平家建のユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあつて</p>	<p>九 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(準用)</p> <p>第百六十九条 第十一条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、<u>第三十五条から第三十七条まで、第三十八条から第四十二条</u> ま <u>で、第五十七条、第百九条、第百十一条及び第百十二条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第三十五条</u></u></p> <p><u>中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百九条第三項</u></p> <p><u>中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第百七十二条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす二階建又は平家建のユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあつて</p>

改正後	改正前
<p>は、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 居室等が二階又は地階に設けられている場合であって、次に掲げる要件に該当すること。</p> <p>イ 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第八十二条において準用する第六十九条において準用する第百十一条第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項が定められていること。</p> <p>ロ 第八十二条において準用する第六十九条において準用する第百十一条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行われること。</p> <p>ハ [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 第三項第一号、第二号、第四号及び第六号の設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 ユニット 次のイからニまでに掲げる設備に応じ、それぞれイからニまでに定める基準</p> <p>イ 居室 次の（１）から（４）までに掲げる基準</p> <p>（１） [略]</p> <p>（２） 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられていること。ただし、</p>	<p>は、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 居室等が二階又は地階に設けられている場合であって、次に掲げる要件に該当すること。</p> <p>イ 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第八十二条において準用する第六十九条において準用する第百十一条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項が定められていること。</p> <p>ロ 第八十二条において準用する第六十九条において準用する第百十一条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行われること。</p> <p>ハ [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 第三項第一号、第二号、第四号及び第六号の設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 ユニット 次のイからニまでに掲げる設備に応じ、それぞれイからニまでに定める基準</p> <p>イ 居室 次の（１）から（５）までに掲げる基準</p> <p>（１） [略]</p> <p>（２） 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられていること。ただし、</p>

改正後	改正前
<p>一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百五十五条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第百五十三条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第百八十一条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、<u>原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないもの</u>とすること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>[削る]</p>	<p>一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百五十五条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第百五十三条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第百八十一条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、<u>おおむね十人以下としなければならないものであること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p><u>(4) ユニットに属さない居室がユニットの居室として改修されたものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、利用者同士の視線の遮</u></p>

改正後	改正前
<p>(4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮されていること。</p> <p>ロ～ニ [略]</p> <p>二～四 [略]</p> <p>7・8 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第一百七十九条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～九 [略]</p> <p>十 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十一 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第一百八十条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者</u></p>	<p><u>断が確保されていること。</u></p> <p>(5) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮されていること。</p> <p>ロ～ニ [略]</p> <p>二～四 [略]</p> <p>7・8 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第一百七十九条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～九 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>十 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第一百八十条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改正後	改正前
<p>を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第百八十二条の三 第十一条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、<u>第三十三条の二、第三十五条から第三十七条まで、第三十八条から第四十二条（第四十条第二項を除く。）</u> まで、第五十七条、第百九条、第百十一条、第百十二条、第百四十八条及び第百五十条並びに第四節（第百六十九条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第三十三条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）</u>」と、<u>第三十五条第一項中「運営規程」とあるのは「運営規程（第百六十五条に規定する運営規程をいう。第百五十三条第一項において同じ。）</u>」と、<u>同項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「訪問介護</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>[追加]</p> <p>(準用)</p> <p>第百八十二条の三 第十一条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、_____ <u>第三十五条から第三十七条まで、第三十八条から第四十二条</u> まで、第五十七条、第百九条、第百十一条、第百十二条、第百四十八条及び第百五十条並びに第四節（第百六十九条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、_____ <u>第</u> <u>三十五条</u> _____ 中「運営規程」とあるのは「運営規程（第百六十五条に規定する運営規程をいう。第百五十三条第一項において同じ。）」と、_____ <u>「訪問介護</u></p>

改正後	改正前
<p><u>員等」とあるのは</u> <u>「共生型短期入所生活介護従業者」</u> <u>と、第百九条第三項及び第四項並びに第百十二条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百五十三条第一項中「第百六十五条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第百五十六条第三項、第百五十七条第一項及び第百六十四条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百六十八条第二項第二号中「次条において準用する第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十八条」とあるのは「第二十八条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十九条第二項」とあるのは「第三十九条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第四十一条第二項」とあるのは「第四十一条第二項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第百八十九条 第十一条から第十五条まで、第十八条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、<u>第三十三条の二、第三十五条から第三十七条まで、第三十八条から第四十二条まで（第三十九条第五項及び第六項並びに第四十条第二項を除く。）</u>、第五十七条、第百九条、第百十一条、第百十二条、第百四十八条並びに第四節（第百五十五条第一項及び第百六十九条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活</p>	<p><u>員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」</u> <u>と、第百九条第三項</u> <u>中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百五十三条第一項中「第百六十五条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第百五十六条第三項、第百五十七条第一項及び第百六十四条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百六十八条第二項第二号中「次条において準用する第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十八条」とあるのは「第二十八条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十九条第二項」とあるのは「第三十九条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第四十一条第二項」とあるのは「第四十一条第二項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第百八十九条 第十一条から第十五条まで、第十八条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、<u>第三十五条から第三十七条まで、第三十八条、第三十九条（第五項及び第六項を除く。）</u>、<u>第四十条から第四十二条まで</u>、第五十七条、第百九条、第百十一条、第百十二条、第百四十八条並びに第四節（第百五十五条第一項及び第百六十九条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活</p>

改正後	改正前
<p>介護の事業について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百九条第三項及び第四項並びに第百十二条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百五十五条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百六十一条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第百六十六条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第百六十八条第二項第二号中「次条において準用する第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十八条」とあるのは「第二十八条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十九条第二項」とあるのは「第三十九条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第四十一条第二項」とあるのは「第四十一条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>介護の事業について準用する。この場合において、第二十一条 中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十五条 中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百九条第三項 中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百五十五条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百六十一条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第百六十六条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第百六十八条第二項第二号中「次条において準用する第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十八条」とあるのは「第二十八条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十九条第二項」とあるのは「第三十九条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第四十一条第二項」とあるのは「第四十一条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p>

改正後	改正前
<p>第九十一条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第七十五条第一項に<u>規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者</u>をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第七十四条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第二百三条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人</p>	<p>第九十一条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第七十五条第一項に<u>規定する指定短期入所療養介護事業者</u>をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第七十四条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第二百三条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護</p>

改正後	改正前
<p>保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数</p> <p>二～五 [略]</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第七十五条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備に関する基準)</p> <p>第九十二条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第七十六条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第二百二条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程（以下この章において</p>	<p>老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数</p> <p>二～五 [略]</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準 第七十五条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備に関する基準)</p> <p>第九十二条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第七十六条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第二百二条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程（以下この章において</p>

改正後	改正前
<p>「運営規程」という。)を定め、これを当該指定短期入所療養介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>七 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>八 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(準用)</p> <p>第二百五条 第十一条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、<u>第三十三条の二、第三十五条、第三十六条、第三十八条から第四十二条まで</u>(第四十条第二項を除く。)第五十七条、第九十九条、第一百一十一条、第一百四十五条、第一百五十三条、第一百五十四条第二項及び第一百六十七条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、<u>第三十三条の二第二項、第三十五条第一項及び第四十一条の二第一号及び第三号中</u>「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、<u>第九十九条第三項及び第一百四十五条第二項第一号及び第三号中</u>「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、<u>第一百五十三条第一項中</u>「第六十五条」とあるのは「第二百二条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>「運営規程」という。)を定め、これを当該指定短期入所療養介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>七 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(準用)</p> <p>第二百五条 第十一条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、<u>第</u> <u>三十五条、第三十六条、第三十八条から第四十二条まで</u> <u>、</u>第五十七条、第九十九条、第一百一十一条、第一百四十五条、第一百五十三条、第一百五十四条第二項及び第一百六十七条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、<u>第</u> <u>三十五条</u> <u>中</u> 「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と<u>第九十九条第三項</u> <u>中</u>「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、<u>第</u> <u>百五十三条</u> <u>中</u>「第六十五条」とあるのは「第二百二条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(運営規程)</p> <p>第二百十四条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>七 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>八 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二百十五条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 <u>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより</u></p>	<p>(運営規程)</p> <p>第二百十四条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>七 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二百十五条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 _____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第二百二十七条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>7・8 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第二百三十三条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定め、これを当該指定特定施設の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～八 [略]</p> <p><u>九 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p>	<p>(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第二百二十七条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____</p> <p>_____を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>7・8 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第二百三十三条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定め、これを当該指定特定施設の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～八 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p>十 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二百三十四条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百三十七条 [略]</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p>	<p>九 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二百三十四条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>[追加]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百三十七条 [略]</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>一 <u>第二百二十八条第一項</u>の特定施設サービス計画</p> <p>二～七 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第二百三十八条 第十三条、第十四条、第二十三条、第二十八条、<u>第三十三条の二、第三十五条から第三十七条まで、第三十八条、第三十九条、第四十一条から第四十二条まで</u>、第五十六条、第五十七条、第百十一条、第百十二条及び第百六十条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第三十三条の二第二項、第三十五条第一項及び第四十一条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と</u>、第五十六条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、<u>第百十二条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるもの</u>とする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第二百四十六条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定め、これを当該外部サービス利用型指定特定施設の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～九 [略]</p>	<p>一 <u>第二百二十八条第三項</u>の特定施設サービス計画</p> <p>二～七 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第二百三十八条 第十三条、第十四条、第二十三条、第二十八条、<u>第三十五条から第三十七条まで、第三十八条から第四十二条まで</u>、第五十六条、第五十七条、第百十一条、第百十二条及び第百六十条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第三十五条</u> <u>中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と</u>、第五十六条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と<u>読み替えるもの</u>とする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第二百四十六条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定め、これを当該外部サービス利用型指定特定施設の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～九 [略]</p>

改正後	改正前
<p><u>十 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>十一</u> その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(準用)</p> <p>第二百四十九条 第十三条、第十四条、第二十三条、第二十八条、<u>第三十三条の二、第三十五条から第三十七条まで、第三十八条、第三十九条、第四十一条から第四十二条まで</u>、第五十六条、第五十七条、第一百一十一条、第一百十二条、第二百二十三條から第二百二十八條まで、第二百三十一条、第二百三十二条及び第二百三十四条から第二百三十六條までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第三十三条の二第二項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第三十五条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第三十六条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第五十六条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、<u>第一百十二条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と</u>、第二百二十五条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二百二十八条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サ</u></p>	<p>[追加]</p> <p><u>十</u> その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(準用)</p> <p>第二百四十九条 第十三条、第十四条、第二十三条、第二十八条、_____ <u>第三十五条から第三十七条まで、第三十八条 _____ から第四十二条まで</u>、第五十六条、第五十七条、第一百一十一条、第一百十二条、第二百二十三條から第二百二十八條まで、第二百三十一条、第二百三十二条及び第二百三十四条から第二百三十六條までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、 _____ <u>第三十五条 中</u> 「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第三十六条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第五十六条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と _____ _____、第二百二十五条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二百二十八条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サ</p>

改正後	改正前
<p>ービス事業者」と、第二百三十四条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第二百五十八条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定福祉用具貸与事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>六 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>七 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第二百六十一条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定福祉用具貸与事業所におけ</p>	<p>ービス事業者」と、第二百三十四条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第二百五十八条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定福祉用具貸与事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>六 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第二百六十一条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>る感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(掲示及び目録の備付け)</p> <p>第二百六十二条 [略]</p> <p><u>2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p><u>3 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第二百六十四条 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、<u>第三十三条の二</u>、第三十六条、第三十七条、第三十八条から第四十二条まで、第五十七条並びに<u>第百九条第一項、第二項及び第四項</u>の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「<u>第二百五十八条</u>」と、<u>同項、第三十三条の二第二項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中</u>「訪問介護員等」とある</p>	<p>(掲示及び目録の備付け)</p> <p>第二百六十二条 指定 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第二百六十四条 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条_____、第三十六条、第三十七条、第三十八条から第四十二条まで、第五十七条並びに<u>第百九条第一項及び第二項</u>____の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百五十八条」と、_____「訪問介護員等」と</p>

改正後	改正前
<p>のは「福祉用具専門相談員」と、第十二条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第十六条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、<u>第二十一条第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十三条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、<u>第百九条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>(準用)</p> <p>第二百六十六条 第十条から第十六条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、<u>第三十三条の二、第三十六条、第三十七条、第三十八条から第四十二条まで（第三十九条第四項を除く。）</u>、第五十七条、<u>第百九条第一項、第二項及び第四項、</u>第二百五十条、第二百五十二条、第二百五十三条並びに第四節（第二百五十四条第一項及び第二百六十四条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百五十八条」と、<u>同項、第三十三条の二第二項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十二条中「実施</u></p>	<p>あるのは「福祉用具専門相談員」と、第十二条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第十六条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、<u>第二十一条</u>中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十三条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、<u>第百九条</u></p> <hr/> <p><u>第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第二百六十六条 第十条から第十六条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条_____、第三十六条、第三十七条、<u>第三十八条、第三十九条（第四項を除く。）、第四十条から第四十二条まで、</u>第五十七条、<u>第百九条第一項及び第二項</u>、第二百五十条、第二百五十二条、第二百五十三条並びに第四節（第二百五十四条第一項及び第二百六十四条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百五十八条」と、_____</p> <hr/> <p>_____「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十二条中「実施</p>

改正後	改正前
<p>地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十六条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第二十一条第一項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第百九条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百五十四条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第二百七十七条 第十条から第十六条まで、第十八条から第二十条まで、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第三十八条から第四十二条まで(第三十九条第四項を除く。)、第五十七条、第百九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十五条、第二百五十八条から第二百六十条まで並びに第二百六十二条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第</p>	<p>地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十六条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第二十一条 _____ 中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第百九条 _____</p> <p>_____ 第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百五十四条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第二百七十七条 第十条から第十六条まで、第十八条から第二十条まで、第二十八条 _____、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第三十八条から第四十二条まで _____、第五十七条、第百九条第一項及び第二項 _____、第二百五十五条、第二百五十八条から第二百六十条まで並びに第二百六十二条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第</p>

改正後	改正前
<p>三十一条」とあるのは「第二百七十七条において準用する第二百五十八条」と、 <u>同項、第三十三条の二第二項、第三十四条第三項第一号及び第三号並びに第四十一条の二第一号及び第三号</u>中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十二条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十六条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、 <u>第三十四条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第九十九条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第二百五十五条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第二百五十八条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百五十九条及び第二百六十条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第二百七十八条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条におい</u></p>	<p>三十一条」とあるのは「第二百七十七条において準用する第二百五十八条」と、</p> <hr/> <p>「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十二条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十六条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、 <u>第三十四条 中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第九十九条</u></p> <hr/> <p><u>第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第二百五十五条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第二百五十八条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百五十九条及び第二百六十条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。</u></p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>て同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十三条第一項(第四十三條の三、第四十八條、第六十條、第六十四條、第八十條、第九十條、第九十九條、第一百四十四條、第一百十六條、第一百三十六條、第一百四十七條、第一百六十九條(第一百八十二條において準用する場合を含む。)、第一百八十二條の三、第一百八十九條、第二百五條(第二百十七條において準用する場合を含む。)、第二百三十八條、第二百四十九條、第二百六十四條、第二百六十六條及び第二百七十七條において準用する場合を含む。)</u>及び<u>第二百二十五條第一項(第二百四十九條において準用する場合を含む。)</u>並びに<u>次項に規定するものを除く。)</u>については、<u>書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>により行うことができる。</p> <p><u>2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁氣的な方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)</u>によることができる。</p> <p>(委任) 第二百七十九條 この条例の施行に関し必</p>	<p>[追加]</p> <p>(委任) 第二百七十八條 この条例の施行に関し必</p>

改正後	改正前
<p>要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>第十五条 第二百十九条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>令和六年三月三十一日</u>までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の利用に供することをいう。次条及び附則第十七条において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一.二 [略]</p> <p>第十六条 第二百四十一条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>令和六年三月三十一日</u>までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画</p>	<p>要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>第十五条 第二百十九条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>平成三十六年三月三十一日</u>までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の利用に供することをいう。次条及び附則第十七条において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一.二 [略]</p> <p>第十六条 第二百四十一条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>平成三十六年三月三十一日</u>までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画</p>

改正後	改正前
<p>作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。</p> <p>第十七条 第二百二十一条及び第二百四十三条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>令和六 年三月三十一日</u>までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。</p> <p>附 則 [略]</p> <p>※青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年青森市条例第四号）の一部改正〔第一条関係〕新旧対照表にまとめて記載</p>	<p>作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。</p> <p>第十七条 第二百二十一条及び第二百四十三条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>平成三十六年三月三十一日</u>までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。</p>

青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める
条例（平成二十五年青森市条例第九号）の一部改正【第五条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次 第一章～第十三章 [略] 第十四章 雑則（第二百六十八条・第二百六十九条）</p> <p>（指定介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第四条 [略] 2 [略] 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意） 第五十二条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第五十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定介護</p>	<p>目次 第一章～第十三章 [略] 第十四章 雑則（第二百六十八条_____）</p> <p>（指定介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第四条 [略] 2 [略] [追加]</p> <p>[追加]</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意） 第五十二条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第五十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定介護</p>

改正後	改正前
<p>予防訪問入浴介護の提供の開始について 利用申込者の同意を得なければならない。 い。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第五十六条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～七 [略]</p> <p>八 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>九 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第五十六条の二 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供</p>	<p>予防訪問入浴介護の提供の開始について 利用申込者の同意を得なければならない。 い。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第五十六条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～七 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>八 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第五十六条の二 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 _____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第五十六条の二の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第五十六条の三 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第五十六条の三 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的</u> <u>に実施すること。</u></p> <p>（掲示） 第五十六条の四 [略]</p> <p><u>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>（地域との<u>連携</u>等） 第五十六条の九 [略]</p> <p><u>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪</u></p>	<p>（掲示） 第五十六条の四 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>（地域との<u>連携</u>） 第五十六条の九 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第五十六条の十の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p><u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第六十四条 第一節、第四節（第五十二条の九、第五十三条第一項、第五十六条の八第五項及び第六項並びに第五十八条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第五十二条の二及び<u>第五十六条の四第一項</u>中「第五十六条」とあるのは「第六十四条において準用する第五十六条」と、<u>第五十二条の十三第一項</u>中「内容、当該指定介護予防</p>	<p>[追加]</p> <p>(準用)</p> <p>第六十四条 第一節、第四節（第五十二条の九、第五十三条第一項、第五十六条の八第五項及び第六項並びに第五十八条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第五十二条の二及び<u>第五十六条の四</u>中「第五十六条」とあるのは「第六十四条において準用する第五十六条」と、<u>第五十二条の十三</u>中「内容、当該指定介護予防</p>

改正後	改正前
<p>訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第五十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第五十三条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第七十四条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定め、これを当該指定介護予防訪問看護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>七 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>八 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第七十四条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等に</p>	<p>訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第五十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第五十三条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第七十四条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定め、これを当該指定介護予防訪問看護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>七 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>よって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第七十六条 第五十二条の二、第五十二条の三、第五十二条の五から第五十二条の七まで、第五十二条の九から第五十二条の十三まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条及び<u>第五十六条の二の二</u>から第五十六条の十一までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第五十二条の二及び<u>第五十六条の四第一項</u>中「第五十六条」とあるのは「第七十四条」と、第五十二条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、<u>第五十六条の三第二項</u>中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(準用)</p> <p>第七十六条 第五十二条の二、第五十二条の三、第五十二条の五から第五十二条の七まで、第五十二条の九から第五十二条の十三まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条及び<u>第五十六条の二</u>から第五十六条の十一までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第五十二条の二及び<u>第五十六条の四</u>中「第五十六条」とあるのは「第七十四条」と、第五十二条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、<u>第五十六条の三</u>中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p>

改正後	改正前
<p>第八十四条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>六 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>七 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>（準用）</p> <p>第八十六条 第五十二条の二から第五十二条の七まで、第五十二条の九から第五十二条の十三まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二の二から第五十六条の五まで、第五十六条の七から第五十六条の十一まで、第七十条及び第七十四条の二の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第五十二条の二及び第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第八十四条」と、第五十二条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第五十六条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第七十四条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。</p>	<p>第八十四条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>六 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>（準用）</p> <p>第八十六条 第五十二条の二から第五十二条の七まで、第五十二条の九から第五十二条の十三まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二から第五十六条の五まで、第五十六条の七から第五十六条の十一まで及び第七十条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第五十二条の二及び第五十六条の四中「第五十六条」とあるのは「第八十四条」と、第五十二条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第五十六条の三中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と_____</p> <p>_____</p> <p>読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第八十八条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第八十条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第六条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。</p>	<p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第八十八条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第八十条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第六条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議_____をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。</p>

改正後	改正前
<p>二～十四 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第九十三条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>六 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>七 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(準用)</p> <p>第九十五条 第五十二条の二から第五十二条の七まで、第五十二条の十、第五十二条の十二、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二の二から第五十六条の五まで、第五十六条の七から第五十六条の十一まで、第七十条及び第七十四条の二の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第五十二条の二及び第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第九十三条」と、第五十二条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第五十二条の十二中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第</p>	<p>二～十四 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第九十三条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>六 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(準用)</p> <p>第九十五条 第五十二条の二から第五十二条の七まで、第五十二条の十、第五十二条の十二、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二から第五十六条の五まで、第五十六条の七から第五十六条の十一まで及び第七十条<u>_____</u>の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第五十二条の二及び第五十六条の四<u>_____</u>中「第五十六条」とあるのは「第九十三条」と、第五十二条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第五十二条の十二中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第</p>

改正後	改正前
<p><u>五十六条の三第二項</u>中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、<u>第七十四条の二中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第九十七条 [略]</p> <p>2 薬剤師_____の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～三 [略]</p> <p><u>四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。</u></p> <p><u>五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないものであること（サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、原則として、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言の内容を記載した文書の交付等により行うこと。）。</u></p>	<p><u>五十六条の三</u> 中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と</p> <hr/> <p><u>読み替えるものとする。</u></p> <p>(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第九十七条 [略]</p> <p>2 薬剤師、<u>歯科衛生士又は管理栄養士</u>の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>六</u> [略]</p> <p><u>3</u> <u>歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</u></p> <p><u>一</u> <u>指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。</u></p> <p><u>二</u> <u>指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。</u></p> <p><u>三</u> <u>常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。</u></p> <p><u>四</u> <u>それぞれの利用者に提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。</u></p> <p><u>4</u> [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第百二十二条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～八 [略]</p>	<p><u>四</u> [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第百二十二条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～八 [略]</p>

改正後	改正前
<p><u>九 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>十</u> その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二百二十二条の二 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u> <u>その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第二百二十二条の四 [略]</p> <p><u>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよ</u></p>	<p>[追加]</p> <p><u>九</u> その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二百二十二条の二 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <hr/> <p>[追加]</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第二百二十二条の四 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>う連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第二百二十三条 [略]</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければ</u> ならない。</p> <p><u>一 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第二百五条 第五十二条の二から第五十二条の七まで、第五十二条の九から第五十二条の十一まで、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、<u>第五十六条の二の二</u>、第五十六条の四、第五十六条の五、第五十六条の七から第五</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第二百二十三条 [略]</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない</u>。</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(準用)</p> <p>第二百五条 第五十二条の二から第五十二条の七まで、第五十二条の九から第五十二条の十一まで、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三_____、第五十六条の四、第五十六条の五、第五十六条の七から第五</p>

改正後	改正前
<p>六条の十一まで及び第七十条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第五十二条の二及び第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第二百二十二条」と、第五十二条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第三百三十一条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は</u>、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、<u>生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。</u></p> <p>6 <u>指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。</u></p> <p>7 [略]</p> <p>8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第四百九条第一</p>	<p>六条の十一まで及び第七十条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第五十二条の二及び第五十六条の四 中「第五十六条」とあるのは「第二百二十二条」と、第五十二条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第三百三十一条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は _____、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、 _____ この限りでない。</p> <p>[追加]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第四百九条第一</p>

改正後	改正前
<p>項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(同条例第百四十八条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同条例第百四十九条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第百三十四条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす二階建又は平家建の指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 居室等が二階又は地階に設けられている場合であって、次に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <p>イ 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第百四十四条において準用する第百二十二条の四第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するた</p>	<p>項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(同条例第百四十八条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同条例第百四十九条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第百三十四条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす二階建又は平家建の指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 居室等が二階又は地階に設けられている場合であって、次に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <p>イ 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第百四十四条において準用する第百二十二条の四に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するた</p>

改正後	改正前
<p>めに必要な事項が定められていること。</p> <p>ロ 第百四十四条において準用する第百二十二条の四第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行われること。</p> <p>ハ [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第百四十条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～八 [略]</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第百四十一条の二 [略]</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、</p>	<p>めに必要な事項が定められていること。</p> <p>ロ 第百四十四条において準用する第百二十二条の四に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行われること。</p> <p>ハ [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第百四十条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～八 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>九 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第百四十一条の二 [略]</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>二 <u>当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>三 <u>当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第四百四十四条 第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の九、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、<u>第五十六条の二の二、第五十六条の四から第五十六条の十一まで（第五十六条の九第二項を除く。）</u>、第二百二十二条の二及び第二百二十二条の四の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第五十六条の二の二第二項、第五十六条の四第一項並びに第五十六条の十の二第一号及び第三号中</u> <u>「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第四百四十四条」と、第二百二十二条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(準用)</p> <p>第四百四十四条 第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の九、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、<u>第五十六条の四から第五十六条の十一まで</u> <u>、第二百二十二条の二及び第二百二十二条の四の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、</u> <u>第五十六条の四</u> <u>中「第五十六条」とあるのは「第四百四十四条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、</u> <u>第二百二十二条の二第三項</u> <u>中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(設備及び備品等)</p> <p>第百五十五条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす二階建又は平家建のユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 居室等が二階又は地階に設けられている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>イ 当該ユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第百六十一条において準用する第百四十四条において準用する第百二十二条の四第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項が定められていること。</p> <p>ロ 第百六十一条において準用する第百四十四条において準用する第百二十二条の四第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行われること。</p> <p>ハ [略]</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>(設備及び備品等)</p> <p>第百五十五条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす二階建又は平家建のユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 居室等が二階又は地階に設けられている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>イ 当該ユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第百六十一条において準用する第百四十四条において準用する第百二十二条の四に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項が定められていること。</p> <p>ロ 第百六十一条において準用する第百四十四条において準用する第百二十二条の四に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行われること。</p> <p>ハ [略]</p> <p>2～5 [略]</p>

改正後	改正前
<p>6 第三項第一号、第二号、第四号及び第六号の設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 ユニット 次のイからニまでに掲げる設備に応じ、それぞれイからニまでに定める基準</p> <p>イ 居室 次の<u>(1) から (4) まで</u>に掲げる基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられていること（一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第七十二条第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（同条例第七十条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第六十条において同じ。）の数の上限をいう。以</p>	<p>6 第三項第一号、第二号、第四号及び第六号の設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 ユニット 次のイからニまでに掲げる設備に応じ、それぞれイからニまでに定める基準</p> <p>イ 居室 次の<u>(1) から (5) まで</u>に掲げる基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられていること（一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第七十二条第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（同条例第七十条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第六十条において同じ。）の数の上限をいう。以</p>

改正後	改正前
<p>下この節において同じ。)は、<u>原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものであること。</u>)。</p> <p>(3) [略] [削る]</p> <p>(4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮されていること。 ロ～ニ [略] 二～四 [略] 7・8 [略]</p> <p>(運営規程) 第百五十八条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一～九 [略] 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等) 第百五十九条 [略] 2・3 [略]</p>	<p>下この節において同じ。)は、<u>おおむね十人以下としなければならない</u>ものであること。)</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) ユニットに属さない居室がユニットの居室として改修されたものについて、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、利用者同士の視線の遮断が確保されていること。</p> <p>(5) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮されていること。 ロ～ニ [略] 二～四 [略] 7・8 [略]</p> <p>(運営規程) 第百五十八条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一～九 [略] [追加] 十 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等) 第百五十九条 [略] 2・3 [略]</p>

改正後	改正前
<p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条の二に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第百六十六条の三 第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の九、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、<u>第五十六条の二の二、第五十六条の四から第五十六条の十一まで（第五十六条の九第二項を除く。）</u>、第百二十二条の二及び第百二十二条の四、第百三十条及び第百三十二条並びに第四節（第百四十四条を除く。）及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第</p>	<p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。――</p> <p>――</p> <p>――</p> <p>――</p> <p>――</p> <p>――</p> <p>――</p> <p>――</p> <p>――</p> <p>――</p> <p>[追加]</p> <p>(準用)</p> <p>第百六十六条の三 第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の九、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、<u>第五十六条</u></p> <p><u>の四から第五十六条の十一</u></p> <p>――、第百二十二条の二及び第百二十二条の四、第百三十条及び第百三十二条並びに第四節（第百四十四条を除く。）及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、――</p>

改正後	改正前
<p><u>五十六条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、<u>第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第百四十条」と、同項並びに第五十六条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは</u></u></p> <p>_____「共生型介護予防短期入所生活介護従業者_____」と、<u>第百二十二条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百三十五条第一項、<u>第百三十九条並びに第百四十一条の二第二項第一号及び第三号</u>中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、<u>第百四十三条第二項第二号中「次条において準用する第五十二条の十三第二項」とあるのは「第五十二条の十三第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第五十三条の三」とあるのは「第五十三条の三」と、同項第五号中「次条において準用する第五十六条の八第二項」とあるのは「第五十六条の八第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第五十六条の十第二項」とあるのは「第五十六条の十第二項」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>(準用)</p> <p>第百七十三条 第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三</p>	<p>_____、<u>第五十六条の四</u> 中「第五十六条」とあるのは「第百四十条」と、_____</p> <p>_____「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、<u>第百二十二条の二第三項_____中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百三十五条第一項及び第百三十九条_____</u></p> <p>中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、<u>第百四十三条第二項第二号中「次条において準用する第五十二条の十三第二項」とあるのは「第五十二条の十三第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第五十三条の三」とあるのは「第五十三条の三」と、同項第五号中「次条において準用する第五十六条の八第二項」とあるのは「第五十六条の八第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第五十六条の十第二項」とあるのは「第五十六条の十第二項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第百七十三条 第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三</p>

改正後	改正前
<p>条の三、第五十五条、<u>第五十六条の二の二、第五十六条の四から</u></p> <hr/> <p><u>第五十六条の十一まで（第五十六条の八第四項及び第五十六条の九第二項を除く。）</u>、第二百二十二条の二、第二百二十二条の四、第百三十条並びに第四節（第百三十七条第一項及び第百四十四条を除く。）及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第五十二条の十三第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第五十三条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、<u>第五十六条の二の二第二項、第五十六条の四第一項並びに第五十六条の十の二第一号及び第三号中</u></u></p> <p>「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、<u>第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第七十三条において準用する第四十条」と、第二百二十二条の二第三項及び第四項中</u></p> <p>「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百三十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百四十一条第二項中「静</p>	<p>条の三、第五十五条、<u>第五十六条の四から第五十六条の七まで、第五十六条の八（第四項を除く。）、第五十六条の九から</u></p> <hr/> <p><u>第五十六条の十一まで</u></p> <hr/> <p>、第二百二十二条の二、第二百二十二条の四、第百三十条並びに第四節（第百三十七条第一項及び第百四十四条を除く。）及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第五十二条の十三</u> 中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第五十三条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、<u>第五十六条の四中「第五十六条」とあるのは「第七十三条において準用する第四十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、</u></p> <hr/> <p><u>第二百二十二条の二第三項</u> 中</p> <p>「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百三十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百四十一条第二項中「静</p>

改正後	改正前
<p>養室」とあるのは「静養室等」と、第四十三条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第七十三条」と、第四十六条中「第三十条」とあるのは「第七十三条において準用する第三十条」と、「前条」とあるのは「第七十三条において準用する前条」と、第五十条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第八十条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p><u>七 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>八</u> その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(準用)</p> <p>第八十三条 第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の九、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、<u>第五十六条の二の二</u>、第五十六条の四、第五十六条の五、第五十六条の七から第五十六条の十一まで<u>(第五十六条の九第二項を除く。)</u>、第二百二十二条の二、第二百二十二条の四、第二百二十三条、第三十五条、第三十六条第二項及び第四十二条の規定は、指定介護予防短期入所療</p>	<p>養室」とあるのは「静養室等」と、第四十三条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第七十三条」と、第四十六条中「第三十条」とあるのは「第七十三条において準用する第三十条」と、「前条」とあるのは「第七十三条において準用する前条」と、第五十条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第八十条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>七</u> その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(準用)</p> <p>第八十三条 第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の九、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条_____、第五十六条の四、第五十六条の五、第五十六条の七から第五十六条の十一まで_____、第二百二十二条の二、第二百二十二条の四、第二百二十三条、第三十五条、第三十六条第二項及び第四十二条の規定は、指定介護予防短期入所療</p>

改正後	改正前
<p>養介護の事業について準用する。この場合において、<u>第五十六条の二の二第二項、第五十六条の四第一項並びに第五十六条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第百八十条」と、</u></p> <p style="text-align: right;"><u>第二百二十二条の二第三項及び第四項並びに第二百二十三条第二項第一号及び第三号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、<u>第三百三十五条第一項中「第百四十条」とあるのは「第百八十条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第九十五条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>七 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>八 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第九十六条 [略]</p>	<p>養介護の事業について準用する。この場合において、</p> <p style="text-align: right;">第五十六条の四 中「第五十六条」とあるのは「第百八十条」と、<u>「介護予防訪問入浴看護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第二百二十二条の二第三項</u></p> <p style="text-align: right;">中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、<u>第三百三十五条</u> 中「第百四十条」とあるのは「第百八十条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第九十五条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>七 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第九十六条 [略]</p>

改正後	改正前
<p>2・3 [略]</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第二百十三条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）</u>を三月に一回以上開催するとと</p>	<p>2・3 [略]</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>[追加]</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第二百十三条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 _____</p> <p>_____を三月に一回以上開催するとと</p>

改正後	改正前
<p>もに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第二百十四条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～八 [略]</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二百十五条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設</p>	<p>もに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第二百十四条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～八 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>九 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二百十五条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第二百十九条 第五十二条の五、第五十二条の六、第五十三条の二から第五十五条まで、<u>第五十六条の二の二、第五十六条の四から第五十六条の十一まで（第五十六条の九第二項を除く。）</u>、第二百二十二条の四及び第四百四十一条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第五十四条、第五十六条の二の二第二項、第五十六条の十の二第一号及び第三号並びに第五十六条の四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第五十六条」とあるのは「第二百十四条」と、第四百四十一条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第二百三十三条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設</p>	<p>(準用)</p> <p>第二百十九条 第五十二条の五、第五十二条の六、第五十三条の二から第五十五条まで、<u>第五十六条</u>の四から第五十六条の十一まで、<u>第五十六条</u>の四及び第四百四十一条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十四条<u>及び第五十六条の四</u>中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と<u>第五十六条</u>とあるのは「第二百十四条」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第二百三十三条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設</p>

改正後	改正前
<p>本サービスを」と、第二百五十五条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第二百四十四条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～五 [略]</p> <p><u>六 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>七 その他事業の運営に関する重要事項</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第二百四十七条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p><u>6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該指定介護予防福祉用具貸与事業</u></p>	<p>本サービスを」と、第二百五十五条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第二百四十四条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>六 その他事業の運営に関する重要事項</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第二百四十七条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(掲示及び目録の備付け)</p> <p>第二百四十八条 [略]</p> <p><u>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p><u>3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第二百五十条 第五十二条の二から第五十二条の十三まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、<u>第五十六条の二の二</u>、第五十六条の五から第五十六条の十一まで並びに<u>第二百二十二条の二第一項、第二項及び第四項</u>の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、<u>第五十二条の二第一項中</u>「第五十六条」とあるのは「第二百四十四条」と、<u>同項、第五十六条の二の二第二項並びに第五十六条の十の二第一号及び第三号中</u>「介護予防訪問入浴</p>	<p>(掲示及び目録の備付け)</p> <p>第二百四十八条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第二百五十条 第五十二条の二から第五十二条の十三まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条_____、第五十六条の五から第五十六条の十一まで並びに<u>第二百二十二条の二第一項及び第二項</u>_____の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、<u>第五十二条の二 中</u>「第五十六条」とあるのは「第二百四十四条」と、_____「介護予防訪問入浴</p>

改正後	改正前
<p>介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五十二条の四中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第五十二条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第五十二条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第五十二条の十三第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第五十三条の二中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第二百二十二条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第二百五十五条 第五十二条の二から第五十二条の八まで、第五十二条の十から第五十二条の十三まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二の二、第五十六条の五から</p> <hr/> <p>第五十六条の十一まで（第五十六条の八第四項を除く。）並びに第二百二十二条の二第一項、第二項及び第四項並びに第一節、第二節（第二百四十条を除く。）、第三節、第四節（第二百四十三条第一項及び第二百五十条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第五十二条の二第一項中「第五十六条」とあるのは「第二百五十五条において準用する第</p>	<p>介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五十二条の四中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第五十二条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第五十二条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第五十二条の十三 中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第五十三条の二中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第二百二十二条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と</p> <hr/> <p>_____読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第二百五十五条 第五十二条の二から第五十二条の八まで、第五十二条の十から第五十二条の十三まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、_____</p> <hr/> <p>第五十六条の五から第五十六条の七まで、第五十六条の八（第四項を除く。）、第五十六条の九から第五十六条の十一まで</p> <hr/> <p>並びに第二百二十二条の二第一項及び第二項 _____並びに第一節、第二節（第二百四十条を除く。）、第三節、第四節（第二百四十三条第一項及び第二百五十条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第五十二条の二 中「第五十六条」とあるのは「第二百五十五条において準用する第</p>

改正後	改正前
<p>二百四十四条」と、<u>同項、第五十六条の二の二第二項並びに第五十六条の十の二第一号及び第三号</u>中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五十二条の四中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第五十二条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第五十二条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第五十二条の十三第一項</u>中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第五十三条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第二百二十二条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、<u>同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と</u>、第二百四十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第二百六十四条 第五十二条の二から第五十二条の八まで、第五十二条の十から第五十二条の十二まで、第五十三条の三、第五十五条、<u>第五十六条の二の二</u>、第五十六条の三、第五十六条の五から第五</p>	<p>二百四十四条」と、_____</p> <p>_____「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五十二条の四中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第五十二条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第五十二条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第五十二条の十三_____中</u>「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第五十三条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第二百二十二条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と_____</p> <p>_____、第二百四十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第二百六十四条 第五十二条の二から第五十二条の八まで、第五十二条の十から第五十二条の十二まで、第五十三条の三、第五十五条_____、第五十六条の三、第五十六条の五から第五</p>

改正後	改正前
<p>六条の十一まで、<u>第二百二十二条の二第一項、第二項及び第四項</u>、第二百四十四条から第二百四十六条まで並びに第二百四十八条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、<u>第五十二条の二第一項中</u>「第五十六条」とあるのは「第二百六十四条において準用する第二百四十四条」と、<u>同項、第五十六条の二の二第二項、第五十六条の三第三項第一号及び第三号並びに第五十六条の十の二第一号及び第三号中</u>「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五十二条の四中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第五十二条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第五十二条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二百二十二条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、<u>同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と</u>、第二百四十四条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百四十五条及び第二百四十六条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第二百四十八条中「第二百四十四条」とあるのは「第二百六十四条において準用する第二百四十四条」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第二百六十八条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に</u></p>	<p>六条の十一まで、<u>第二百二十二条の二第一項及び第二項</u>、第二百四十四条から第二百四十六条まで並びに第二百四十八条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、<u>第五十二条の二</u> 中「第五十六条」とあるのは「第二百六十四条において準用する第二百四十四条」と、<u>_____</u></p> <p><u>_____</u>「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五十二条の四中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第五十二条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第五十二条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二百二十二条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と<u>_____</u></p> <p><u>_____</u>、第二百四十四条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百四十五条及び第二百四十六条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第二百四十八条中「第二百四十四条」とあるのは「第二百六十四条において準用する第二百四十四条」と読み替えるものとする。</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第五十二条の五第一項（第六十四条、第七十六条、第八十六条、第九十五条、第二百二十五条、第四百四十四条（第六十一条において準用する場合を含む。）、第六十六条の三、第七十三条、第八十三条（第九十八条において準用する場合を含む。）、第二百九条、第二百三十六条、第二百五十条、第二百五十五条及び第二百六十四条において準用する場合を含む。）及び第二百一条第一項（第二百三十六条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができな</u></p>	<p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>い方法をいう。）</u> によることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第二百六十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>第十五条 第二百五条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>令和六年三月三十一日</u>までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第十七条において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>第十六条 第二百二十九条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>令和</u></p>	<p>(委任)</p> <p>第二百六十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>第十五条 第二百五条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>平成三十六年三月三十一日</u>までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第十七条において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>第十六条 第二百二十九条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>平成</u></p>

改正後	改正前
<p>六 <u>年三月三十一日</u>までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。</p> <p>第十七条 第二百七条及び第二百三十一条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>令和六 年三月三十一日</u>までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p> <p>附 則 [略]</p> <p>※青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年青森市条例第四号）の一部改正〔第一条関係〕新旧対照表にまとめて記載</p>	<p>三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。</p> <p>第十七条 第二百七条及び第二百三十一条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>平成三十六年三月三十一日</u>までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>

青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第十号）の一部改正【第六条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章</p> <p> 第一節～第四節 [略]</p> <p> 第五節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の<u>人員及び運営に関する基準の特例</u> <u>（第四十五条・第四十六条）</u></p> <p>第三章～第九章 [略]</p> <p>第十章 雑則（第二百六条・<u>第二百七条</u>）</p> <p>（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）</p> <p>第八条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章</p> <p> 第一節～第四節 [略]</p> <p> 第五節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の<u>基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u>（<u>第四十五条・第四十六条</u>）</p> <p>第三章～第九章 [略]</p> <p>第十章 雑則（第二百六条_____）</p> <p>（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）</p> <p>第八条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>

改正後	改正前
<p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>一 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第百四十九条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第四十九条第四項第一号及び第百五十三条第十一项において同じ。）</p> <p>二 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第百九十一条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第四十九条第四項第二号において同じ。）</p> <p>三 指定特定施設（指定居宅サービス等基準条例第二百十八条第一項に規定する指定特定施設をいう。第四十九条第四項第三号において同じ。）</p> <p>四 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第八十四条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第四十九条第四項第四号において同じ。）</p> <p>五 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第百十二条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第四十九条第四項第五号、第六十六条第一項、第六十七条第一項、第八十四条第六項、第八十五条第三項及び第八十六条において同じ。）</p> <p>六 指定地域密着型特定施設（第百三十一条第一項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第四十九条第四項第</p>	<p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>一 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第百四十九条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。_____第百五十三条第十一项において同じ。）</p> <p>二 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第百九十一条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう_____。）</p> <p>三 指定特定施設（指定居宅サービス等基準条例第二百十八条第一項に規定する指定特定施設をいう_____。）</p> <p>四 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第八十四条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう_____。）</p> <p>五 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第百十二条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。_____ 第六十六条第一項、第六十七条 _____、第八十四条第六項、第八十五条第三項及び第八十六条において同じ。）</p> <p>六 指定地域密着型特定施設（第百三十一条第一項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。_____</p>

改正後	改正前
<p><u>六号</u>、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第八十四条第六項において同じ。)</p> <p>七 指定地域密着型介護老人福祉施設（第百五十二条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。<u>第四十九条第四項第七号</u>、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第八十四条第六項において同じ。)</p> <p>八 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第百九十四条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第四十九条第四項第八号及び第五章から第八章まで</u>において同じ。)</p> <p>九～十二 [略]</p> <p>6～10 [略]</p> <p>1 1 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>であって看護師、介護福祉士等であるものうち一人以上を、利用者に対する第二十八条第一項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下この章において「計画作成責任者」という。）としなければならない。</p> <p>1 2 [略]</p> <p>（運営規程）</p> <p>第三十三条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、当該指定定</p>	<p>_____第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第八十四条第六項において同じ。)</p> <p>七 指定地域密着型介護老人福祉施設（第百五十二条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。_____第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第八十四条第六項において同じ。)</p> <p>八 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第百九十四条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。_____第五章から第八章までにおいて同じ。)</p> <p>九～十二 [略]</p> <p>6～10 [略]</p> <p>1 1 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、<u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>であって看護師、介護福祉士等であるものうち一人以上を、利用者に対する第二十八条第一項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下この章において「計画作成責任者」という。）としなければならない。</p> <p>1 2 [略]</p> <p>（運営規程）</p> <p>第三十三条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、当該指定定</p>

改正後	改正前
<p>期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～七 [略]</p> <p>八 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>九 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第三十四条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第三十四条の二 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及</p>	<p>期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～七 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>八 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第三十四条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(衛生管理等) 第三十五条 [略] 2 [略] 3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>一 <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>二 <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>三 <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p>	<p>[追加]</p> <p>(衛生管理等) 第三十五条 [略] 2 [略] [追加]</p>

改正後	改正前
<p>(揭示)</p> <p>第三十六条 [略]</p> <p><u>2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第四十一条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第六十一条の十七第一項及び第八十九条において「利用者等」という。)が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)</u> (以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね六月に一回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進</p>	<p>(揭示)</p> <p>第三十六条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第四十一条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____ (以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね六月に一回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進</p>

改正後	改正前
<p>会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第四十二条の二 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第四十九条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若</u></p>	<p>会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第四十九条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 第一項第一号のオペレーターは、利用者の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合には、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・</u></p>

改正後	改正前
<p><u>しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</u></p> <p>4 <u>指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</u></p> <p><u>一 指定短期入所生活介護事業所</u> <u>二 指定短期入所療養介護事業所</u> <u>三 指定特定施設</u> <u>四 指定小規模多機能型居宅介護事業所</u> <u>五 指定認知症対応型共同生活介護事業所</u> <u>六 指定地域密着型特定施設</u> <u>七 指定地域密着型介護老人福祉施設</u> <u>八 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> <u>九 指定介護老人福祉施設</u> <u>十 介護老人保健施設</u> <u>十一 指定介護療養型医療施設</u> <u>十二 介護医療院</u></p> <p>5 <u>随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</u></p>	<p><u>随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</u></p> <p>4 <u>第一項第三号の随時巡回サービスを行う訪問介護員等は、利用者の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合には、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</u></p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第三項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</u></p> <p><u>7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第一項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第五十七条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～七 [略]</p> <p><u>八 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>九 その他事業の運営に関する重要事項</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第五十八条 [略]</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、<u>指定夜間対応型訪問介護</u></p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第五十七条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～七 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>八 その他事業の運営に関する重要事項</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第五十八条 [略]</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、<u>随時訪問サービスについ</u></p>

改正後	改正前
<p><u>保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第五十九条 [略]</p> <p><u>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第六十条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定夜間対応型訪問介護事業者は、<u>地域密着型介護サービス費</u>の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第六十一条 第十一条から第二十四条まで、第二十九条、第三十条、<u>第三十四条の二から第四十条まで及び第四十二条から第四十三条まで</u>の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第五十九条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第六十条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定夜間対応型訪問介護事業者は、<u>地域密着型 サービス費</u>の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第六十一条 第十一条から第二十四条まで、第二十九条、第三十条、<u>第三十五条から第四十条まで、第四十二条及び第四十三条</u>の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは</p>

改正後	改正前
<p>「第五十七条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第二十一条、第三十四条の二第二項、第三十五条第一項並びに第三項第一号及び第三号、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第十六条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第二十九条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第六十一条の三 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第六項において同じ。）を、常時一人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第六十一条の十二 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営につ</p>	<p>「第五十七条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第二十一条、第三十五条 及び第三十六 条</p> <p>_____中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第十六条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第二十九条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第六十一条の三 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。）を、常時一人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第六十一条の十二 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営につ</p>

改正後	改正前
<p>いての重要事項に関する規程を定め、これを当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～九 [略]</p> <p>十 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十一 その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第六十一条の十三 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第六十一条の十五 [略]</p>	<p>いての重要事項に関する規程を定め、これを当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～九 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>十 その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第六十一条の十三 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>[追加]</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第六十一条の十五 [略]</p>

改正後	改正前
<p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第六十一条の十六 [略]</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第六十一条の十七 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所</p>	<p>[追加]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第六十一条の十六 [略]</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第六十一条の十七 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所</p>

改正後	改正前
<p>在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第六十一条の十九 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定地域密着型通所介護事業者は、<u>地域密着型介護サービス費</u>の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第六十一条の二十 第十一条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十四條、第三十條、<u>第三十四條の二</u>、第三十六條から第四十條まで、<u>第四十二條の二</u>、第四十三條及び第五十五條の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條に規定する運営規程」とあるのは「第六十</p>	<p>在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____（以下この項において「運営推進会議」という。）</p> <p>を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第六十一条の十九 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定地域密着型通所介護事業者は、<u>地域密着型 サービス費</u>の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第六十一条の二十 第十一条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十四條、第三十條_____、第三十六條から第四十條まで、_____第四十三條及び第五十五條の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條に規定する運営規程」とあるのは「第</p>

改正後	改正前
<p>一条の十二に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中</u>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と_____</p> <p>_____読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第六十一条の二十の三 第十一条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十四條、第三十条、<u>第三十四条の二</u>、第三十六条から第四十条まで、<u>第四十二条の二</u>、第四十三条、第五十五条及び第六十一条の二、第六十一条の四、第六十一条の五第四項並びに前節（第六十一条の二十を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第六十一条の十二に規定する運営規程をいう。<u>第三十六条第一項</u>において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。））」と、<u>第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中</u>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第六十一条の五第四項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び</p>	<p>第六十一条の十二に規定する重要事項に関する規程」と、_____</p> <p>_____「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、<u>第三十六条中</u>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第六十一条の二十の三 第十一条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十四條、第三十条_____、第三十六条から第四十条まで_____、第四十三条、第五十五条及び第六十一条の二、第六十一条の四、第六十一条の五第四項並びに前節（第六十一条の二十を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第六十一条の十二に規定する運営規程をいう。<u>第三十六条</u>_____において同じ。））」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。））」と、_____</p> <p><u>第三十六条</u></p> <p>_____中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第六十一条の五第四項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜</p>

改正後	改正前
<p>深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第六十一条の十第五項、<u>第六十一条の十三第三項及び第四項並びに第六十一条の十六第二項第一号及び第三号</u>中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第六十一条の十九第二項第二号中「次条において準用する第二十二条第二項」とあるのは「第二十二条第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第三十条」とあるのは「第三十条」と、同項第四号中「次条において準用する第四十条第二項」とあるのは「第四十条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第六十一条の三十四 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該指定療養通所介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～八 [略]</p> <p><u>九 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>十</u> その他運営に関する重要事項</p> <p>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</p> <p>第六十一条の三十六 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に</p>	<p>間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第六十一条の十第五項<u>及び第六十一条の十三第三項</u></p> <p>_____中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第六十一条の十九第二項第二号中「次条において準用する第二十二条第二項」とあるのは「第二十二条第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第三十条」とあるのは「第三十条」と、同項第四号中「次条において準用する第四十条第二項」とあるのは「第四十条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第六十一条の三十四 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該指定療養通所介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～八 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>九</u> その他運営に関する重要事項</p> <p>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</p> <p>第六十一条の三十六 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に</p>

改正後	改正前
<p>属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第六十一条の三十七 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定療養通所介護事業者は、<u>地域密着型介護サービス費</u>の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第六十一条の三十八 第十二条から第十五条まで、第十八条から第二十条まで、第二十二條、第二十四條、第三十條、<u>第三十四條の二</u>、第三十六條から第四十條まで、<u>第四十二條の二</u>、第四十三條、第六十一条の七（第三項第二号を除く。）、第六十一条の八及び第六十一条の十三から第六十一条の十八までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第三十四條の二第二項、第三十六條第一項並びに第四十二條の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第三十六條第一項中「運営規程」とあるのは「第</u></p>	<p>属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会 _____（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第六十一条の三十七 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定療養通所介護事業者は、<u>地域密着型サービス費</u>の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第六十一条の三十八 第十二条から第十五条まで、第十八条から第二十条まで、第二十二條、第二十四條、第三十條、_____第三十六條から第四十條まで _____、第四十三條、第六十一条の七（第三項第二号を除く。）、第六十一条の八及び第六十一条の十三から第六十一条の十八までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、 _____</p> <p>_____ <u>第三十六條</u> _____ <u>中「運営規程」とあるのは「第</u></p>

改正後	改正前
<p>六十一条の三十四に規定する重要事項に関する規程」と_____</p> <p>_____、第六十一条の第十三第三項及び第四項並びに第六十一条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「十二月」と、同条第三項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第六十一条の十八第四項中「第六十一条の五第四項」とあるのは「第六十一条の二十六第四項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第六十六条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七十三条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第六十八条第一項において「<u>本体事業所等</u>」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対</p>	<p>六十一条の三十四に規定する重要事項に関する規程」と「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第六十一条の第十三第三項_____中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「十二月」と、同条第三項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第六十一条の十八第四項中「第六十一条の五第四項」とあるのは「第六十一条の二十六第四項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第六十六条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七十三条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設_____の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対</p>

改正後	改正前
<p>応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第十条第一項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第百十二条、第百三十二条若しくは第百五十三条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七十三条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第六十七条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第八条第二十項又は法</p>	<p>応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第十条第一項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第百十二条、第百三十二条若しくは第百五十三条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七十三条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第六十七条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第八条第二十項又は法</p>

改正後	改正前
<p>第八条の二第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。) ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 (ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 (第百八十一条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)) を除く。) においては施設ごとに一日当たり三人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が一日当たり十二人以下となる数とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス (法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援 (法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス (法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス (法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予防支援 (法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。) の事業又は介護保険施設 (法第八条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。) 若しくは指定介護療養型医療施設の運営 (第八十四条第七項、第百十二条第九項及び第百九十四条第八項において「指定居宅サービス事業等」という。) について三年以上の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>第八条の二第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。) ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 (ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 (第百八十一条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)) を除く。) においては施設ごとに一日当たり三人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が一日当たり十二人以下となる数とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス (法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援 (法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス (法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス (法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予防支援 (法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。) の事業又は介護保険施設 (法第八条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。) 若しくは指定介護療養型医療施設の運営 (第八十四条第七項及び第百九十四条第八項において「指定居宅サービス事業等」という。) について三年以上の経験を有する者でなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第六十八条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障_____がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、<u>共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第七十五条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～九 [略]</p> <p><u>十 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>十一 その他事業の運営に関する重要事項</u></p> <p>(記録の整備)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第六十八条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障<u>を及ぼすおそれ</u>がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____。</p> <p>2 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第七十五条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～九 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>十 その他事業の運営に関する重要事項</u></p> <p>(記録の整備)</p>

改正後	改正前
<p>第八十一条 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定認知症対応型通所介護事業者は、地域密着型介護サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第八十二条 第十一条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二条、第二十四条、第三十条、第三十四条の二、第三十六条から第四十条まで、第四十二条の二、第四十三条、第五十五条、第六十一条の六、第六十一条の七、第六十一条の十一及び第六十一条の十三から第六十一条の十八までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「第七十五条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第六十一条の十三第三項及び第四項並びに第六十一条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第</p>	<p>第八十一条 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定認知症対応型通所介護事業者は、地域密着型 サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第八十二条 第十一条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二条、第二十四条、第三十条、<u>第三十六条から第四十条まで、</u><u>_____</u>、第四十三条、第五十五条、第六十一条の六、第六十一条の七、第六十一条の十一及び第六十一条の十三から第六十一条の十八までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「第七十五条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>_____</u> <u>_____</u>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第三十六条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者 <u>_____</u>」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第六</p>

改正後			改正前		
<p>六十一条の十八第四項中「第六十一条の五第四項」とあるのは「第六十五条第四項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第八十四条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>			<p>十一条の十八第四項中「第六十一条の五第四項」とあるのは「第六十五条第四項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第八十四条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>		
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のある施設等が併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、</u> 指定介護療養型医療施設 (医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所である)	介護職員	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のある施設等が併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> 指定介護療養型医療施設 (医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所である)	介護職員

改正後			改正前		
	ものに限る。) 又は介護医療院			ものに限る。) 又は介護医療院	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所</u>	看護師又は准看護師	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u>	看護師又は准看護師
7～13 [略]			7～13 [略]		
(管理者) 第八十五条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定			(管理者) 第八十五条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定		

改正後	改正前
<p>訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第一号に規定する第一号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前二項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第九十六条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。次条、第百十三条第三項、第百十四条、第九十五条第二項及び第九十六条において同じ。)として三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第八十九条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第八十四条第十二項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第九十五条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のた</p>	<p>訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第一号に規定する第一号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前二項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第九十六条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。次条、第百十三条第二項、第百十四条、第九十五条第二項及び第九十六条において同じ。)として三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第八十九条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第八十四条第十二項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第九十五条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のた</p>

改正後	改正前
<p>めに居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第百二条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～九 [略]</p> <p>十 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十一 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>（定員の遵守）</p> <p>第百三条 [略]</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市長が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が</p>	<p>めに居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第百二条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～九 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>十 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>（定員の遵守）</p> <p>第百三条 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>認められた日から介護保険事業計画（法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市長が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認められた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第百九条 [略]</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 <u>第九十四条第一項第六号</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>五～八 [略]</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>地域密着型介護サービス費</u>の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第百十条 第十一条から第十五条まで、第二十二條、第二十四條、第三十條、<u>第三</u></p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第百九条 [略]</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 <u>第九十四条</u> <u>第六号</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>五～八 [略]</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>地域密着型 サービス費</u>の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第百十条 第十一条から第十五条まで、第二十二條、第二十四條、第三十條_____</p>

改正後	改正前
<p>十四条の二、第三十六条から第四十条まで、第四十二条から第四十三条まで、第七十四条、第六十一条の十一、第六十一条の十三、第六十一条の十六及び第六十一条の十七の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「第百二条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と</p> <p>_____、第六十一条の十一第二項中「この節」とあるのは「第五章第四節」と、第六十一条の十三第三項及び第四項並びに第六十一条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第百十二条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）</p>	<p>_____、第三十六条から第四十条まで、第四十二条、第四十三条、第七十四条、第六十一条の十一、第六十一条の十三、第六十一条の十六及び第六十一条の十七の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「第百二条に規定する重要事項に関する規程」と、_____</p> <p>_____「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三十六条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第六十一条の十一第二項中「この節」とあるのは「第五章第四節」と、第六十一条の十三第三項_____中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第百十二条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）</p>

改正後	改正前
<p>ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七十三条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七十二条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第百十五条において同じ。）の数が三又はその端数を増すごとに一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。<u>ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が三である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やか</u></p>	<p>ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七十三条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七十二条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第百十五条において同じ。）の数が三又はその端数を増すごとに一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう_____。）を行わせるために必要な数以上とする。_____ _____ _____ _____ _____</p>

改正後	改正前
<p><u>定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第六項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。</u></p> <p>10 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護支援専門員でない者を計画作成担当者として充てるときは、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てるよう努めるものとする。</p> <p>11 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七十三条第一項から第十項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第百十三条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、</p>	<p>9 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護支援専門員でない者を計画作成担当者として充てるときは、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てるよう努めるものとする。</p> <p>10 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七十三条第一項から第十項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第百十三条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、</p>

改正後	改正前
<p>施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p><u>2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てること</u>ができる。</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p>第百十五条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものであることとし、その数は<u>一以上三以下</u>（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、<u>一又は二</u>）とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2～7 [略]</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第百十九条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等</u></p>	<p>施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>[追加]</p> <p><u>2</u> [略]</p> <p>第百十五条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものであることとし、その数は<u>一又は二</u> _____ とする。<u>ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を三とすることができる。</u></p> <p>2～7 [略]</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第百十九条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開</p>

改正後	改正前
<p><u>を活用して行うことができるものとする。</u>)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次に掲げるいずれかの評価</u>を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p><u>一 外部の者による評価</u></p> <p><u>二 第三十条において準用する第六十一条の十七第一項に規定する運営推進会議における評価</u></p> <p>(認知症対応型共同生活介護計画の作成)</p> <p>第二百二十条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者(<u>第一百二十二条第五項</u>の計画作成担当者を用いる。以下この条において同じ。)に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2～7 [略]</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第二百二十三条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(<u>サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。</u>)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業</p>	<p>催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による評価</u>を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(認知症対応型共同生活介護計画の作成)</p> <p>第二百二十条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者(<u>第一百二十二条第七項</u>の計画作成担当者を用いる。以下この条において同じ。)に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2～7 [略]</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第二百二十三条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス_____、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業</p>

改正後	改正前
<p>所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第二百二十四条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>七 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>八 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二百五条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介</p>	<p>所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第二百二十四条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>七 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二百五条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二十九条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>地域密着型介護サービス費</u>の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第三十条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十四条、第三十条、<u>第三十四条の二</u>、第三十六条から第三十八条まで、第四十条、第四十二条<u>から第四十三条まで</u>、第六十一条の十一、第六十一条の十六、第六十一条の十七第一項から第四項まで、第一百条、第一百零四条及び第一百零六条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第二十四条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、<u>同項、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と_____</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第二十九条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>地域密着型 サービス費</u>の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第三十条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十四条、第三十条_____、第三十六条から第三十八条まで、第四十条、第四十二条、<u>第四十三条</u>、第六十一条の十一、第六十一条の十六、第六十一条の十七第一項から第四項まで、第一百条、第一百零四条及び第一百零六条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第二十四条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、_____「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、<u>第三十六条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u></p>

改正後	改正前
<p>_____、 第六十一条の十一第二項中「この節」とあるのは「第六章第四節」と、<u>第六十一条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と</u>、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第一百一条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第百四条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第百四十条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第百四十七条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型</p>	<p><u>従業者」とあるのは「介護従業者」と</u>、第六十一条の十一第二項中「この節」とあるのは「第六章第四節」と_____</p> <p>_____、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第一百一条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第百四条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第百四十条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____</p> <p>_____を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第百四十七条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型</p>

改正後	改正前
<p>特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～八 [略]</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第四百四十八条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～八 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>九 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第四百四十八条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p>9・10 [略]</p> <p>1 1 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第九号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第百三十一条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>1 2 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第百一条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないこ</p>	<p>9・10 [略]</p> <p>1 1 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第九号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第百三十条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>1 2 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第百一条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士_____又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないこ</p>

改正後	改正前
<p>とができる。</p> <p>13～16 [略]</p> <p>(入所定員)</p> <p>第一百五十四条 <u>法第七十八条の二第一項</u> ____の条例で定める数は、二十九人以下とする。</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第一百六十条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>) を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>(地域密着型施設サービス計画の作成)</p> <p>第一百六十一条 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の</p>	<p>とができる。</p> <p>13～16 [略]</p> <p>(入所定員)</p> <p>第一百五十四条 <u>法第七十八条の二第一項第一号</u>の条例で定める数は、二十九人以下とする。</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第一百六十条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 _____ _____を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>(地域密着型施設サービス計画の作成)</p> <p>第一百六十一条 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の</p>

改正後	改正前
<p>提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～12 [略]</p> <p><u>（栄養管理）</u></p> <p><u>第六十六条の二 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p><u>（口腔衛生の管理）</u></p> <p><u>第六十六条の三 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>（運営規程）</p> <p>第七十一条 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、次に掲げる施設の運</p>	<p>提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議</p> <p>_____をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～12 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>（運営規程）</p> <p>第七十一条 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、次に掲げる施設の運</p>

改正後	改正前
<p>営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～七 [略]</p> <p>八 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>九 その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第七十二条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u> に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p>	<p>営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～七 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>八 その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第七十二条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 _____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>[追加]</p> <p>(衛生管理等)</p>

改正後	改正前
<p>第七十四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し周知徹底すること。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 <u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u> を定期的実施すること。</p> <p>四 [略]</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第七十八条 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、事故の発生及びその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> 及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第七十九条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定</p>	<p>第七十四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 _____ をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し周知徹底すること。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 _____ を定期的実施すること。</p> <p>四 [略]</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第七十八条 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、事故の発生及びその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会 _____ 及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>[追加]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第七十九条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定</p>

改正後	改正前
<p>地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型介護サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第八十条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十四条、第三十条、第三十四条の二、第三十六条、第三十八条、第四十条、第四十二条の二、第四十三条、第六十一条の十一、第六十一条の十五及び第六十一条の十七第一項から第四項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「第七十一条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第十五条第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と_____</p> <p>_____、第六十一条の十一第二項中「この節」とあるのは「第八章第四節」と、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替えるものと</p>	<p>地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型 サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第八十条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十四条、第三十条_____、第三十六条、第三十八条、第四十条_____、第四十三条、第六十一条の十一、第六十一条の十五及び第六十一条の十七第一項から第四項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「第七十一条に規定する重要事項に関する規程」と、_____</p> <p>_____「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第十五条第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第三十六条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第六十一条の十一第二項中「この節」とあるのは「第八章第四節」と、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替えるものと</p>

改正後	改正前
<p>する。</p> <p>(設備)</p> <p>第百八十三条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 ユニット 次のイからニまでに掲げる設備に応じ、それぞれイからニまでに定める基準</p> <p>イ 居室 次の<u>(1) から (4) まで</u>に掲げる基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられたものであり、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないもの</u>であること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>[削る]</p> <p>(4) ブザー又はこれに代わる設備が設けられていること。</p> <p>ロ～ニ [略]</p> <p>二～五 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所</p>	<p>する。</p> <p>(設備)</p> <p>第百八十三条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 ユニット 次のイからニまでに掲げる設備に応じ、それぞれイからニまでに定める基準</p> <p>イ 居室 次の<u>(1) から (5) まで</u>に掲げる基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられたものであり、一のユニットの入居定員は、<u>_____ おおむね十人以下としなければならないもの</u>であること。</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>(4) ユニットに属さない居室がユニットの居室として改修されたものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の^{すき}隙間が生じる場合は、入居者同士の視線の遮断が確保されていること。</u></p> <p>(5) ブザー又はこれに代わる設備が設けられていること。</p> <p>ロ～ニ [略]</p> <p>二～五 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所</p>

改正後	改正前
<p>者生活介護の取扱方針)</p> <p>第八十五条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第八十九条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～八 [略]</p> <p><u>九 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>十</u> その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第九十条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型</u></p>	<p>者生活介護の取扱方針)</p> <p>第八十五条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 _____</p> <p>_____ を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第八十九条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～八 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>九</u> その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第九十条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 _____</p>

改正後	改正前
<p><u>指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第九十二条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十四条、第三十条、<u>第三十四条の二</u>、第三十六条、第三十八条、第四十条、<u>第四十二条の二</u>、第四十三条、第六十一条の十一、第六十一条の十五、第六十一条の十七第一項から第四項まで、第五十六条から第五十八条まで、第六十一条、第六十四条、第六十六条から第七十条まで及び第七十四条から第七十九条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「第八十九条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>[追加]</p> <p>(準用)</p> <p>第九十二条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十四条、第三十条_____、第三十六条、第三十八条、第四十条、_____第四十三条、第六十一条の十一、第六十一条の十五、第六十一条の十七第一項から第四項まで、第五十六条から第五十八条まで、第六十一条、第六十四条、第六十六条から第七十条まで及び第七十四条から第七十九条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「第八十九条に規定する重要事項に関する規程」と、_____</p>

改正後	改正前
<p>第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第十五条第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と_____</p> <p>_____、第六十一の十一第二項中「この節」とあるのは「第八章第五節第三款」と、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第七十条中「第六十一条」とあるのは「第九十二条において準用する第六十一条」と、同条第五号中「第六十条第五項」とあるのは「第八十五条第七項」と、同条第六号中「第八十条」とあるのは「第九十二条」と、同条第七号中「第七十八条第三項」とあるのは「第九十二条において準用する第七十八条第三項」と、第七十九条第二項中「第五十八条第二項」とあるのは「第九十二条において準用する第五十八条第二項」と、同項第三号中「第六十条第五項」とあるのは「第八十五条第七項」と、同項第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第九十二条」と、同項第六号中「前条第三項」とあるのは「第九十二条において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。</p>	<p>_____「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第十五条第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第三十六条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第六十一の十一第二項中「この節」とあるのは「第八章第五節第三款」と、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第七十条中「第六十一条」とあるのは「第九十二条において準用する第六十一条」と、同条第五号中「第六十条第五項」とあるのは「第八十五条第七項」と、同条第六号中「第八十条」とあるのは「第九十二条」と、同条第七号中「第七十八条第三項」とあるのは「第九十二条において準用する第七十八条第三項」と、第七十九条第二項中「第五十八条第二項」とあるのは「第九十二条において準用する第五十八条第二項」と、同項第三号中「第六十条第五項」とあるのは「第八十五条第七項」と、同項第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第九十二条」と、同項第六号中「前条第三項」とあるのは「第九十二条において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(従業者の員数等)</p> <p>第百九十四条 [略]</p> <p>2～10 [略]</p> <p>1 1 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する<u>第七項各号</u>に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>1 2～1 4 [略]</p> <p>(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)</p> <p>第二百二条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 第二項から<u>第六項</u>までの規定は、前項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。</p> <p>9・10 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百四条 [略]</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p>	<p>(従業者の員数等)</p> <p>第百九十四条 [略]</p> <p>2～10 [略]</p> <p>1 1 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する<u>前項各号</u>に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>1 2～1 4 [略]</p> <p>(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)</p> <p>第二百二条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 第二項から<u>第七項</u>までの規定は、前項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。</p> <p>9・10 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百四条 [略]</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>一・二 [略]</p> <p>三 <u>第二百条第一項第六号</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四～十 [略]</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、地域密着型介護サービス費</u>の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第二百五条 第十一条から第十五条まで、第二十二條、第二十四條、第三十條、<u>第三十四條の二</u>、第三十六條から第四十條まで、第四十二條から<u>第四十三條</u>まで、第六十一條の十一、第六十一條の十三、第六十一條の十六、第六十一條の十七、第八十九條から第九十二條まで、第九十五條から第九十七條まで、第九十九條、第百條、第百二條から第百六條まで及び第百八條の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條に規定する運営規程」とあるのは「第二百五條において準用する第百二條に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第三十四條の二第二項、第三十六條第一項並びに第四十二條の二第一号及び第三号</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と_____</p> <p>_____、第六十一條の十一第二項中「この節」とあるのは「第</p>	<p>一・二 [略]</p> <p>三 <u>第二百条</u> <u>第六号</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四～十 [略]</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、<u>指定複合型サービス事業者</u> <u>は、地域密着型 サービス費</u>の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第二百五条 第十一条から第十五条まで、第二十二條、第二十四條、第三十條_____、第三十六條から第四十條まで、第四十二條、<u>第四十三條</u>、第六十一條の十一、第六十一條の十三、第六十一條の十六、第六十一條の十七、第八十九條から第九十二條まで、第九十五條から第九十七條まで、第九十九條、第百條、第百二條から第百六條まで及び第百八條の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條に規定する運営規程」とあるのは「第二百五條において準用する第百二條に規定する重要事項に関する規程」と、_____「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第三十六條</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第六十一條の十一第二項中「この節」とあるのは「第</p>

改正後	改正前
<p>九章第四節」<u>と、第六十一条の十三第三項及び第四項並びに第六十一条の十六第二項第一号及び第三号</u>中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第八十九条中「第八十四条第十二項」とあるのは「第九十四条第十三項」と、第九十一条及び第九十九条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第八十八条中「第八十四条第六項」とあるのは「第九十四条第七項各号」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第二百六条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十四条第一項（第六十一条、第六十一条の二十、第六十一条の二十の三、第六十一条の三十八、第八十二条、第一百条、第一百三十条、第一百五十一条、第一百八十条、第九十二条及び第二百五条において準用する場合を含む。）、第一百</u></p>	<p>九章第四節」<u>と、第六十一条の十三</u></p> <hr/> <p>中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第八十九条中「第八十四条第十二項」とあるのは「第九十四条第十三項」と、第九十一条及び第九十九条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第八十八条中「第八十四条第六項」とあるのは「第九十四条第七項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>七条第一項、第百三十八条第一項及び第百五十八条第一項（第百九十二条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第二百七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>第五条 一般病床（医療法第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第一号に規定する精神病床であって、健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規</p>	<p>[追加]</p> <p>（委任）</p> <p>第二百六条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>第五条 一般病床（医療法第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第一号に規定する精神病床であって、健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規</p>

改正後	改正前
<p>定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第七条において同じ。)又は療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を<u>令和六 年三月三十一日</u>までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設し、又は開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第百五十五条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂にあっては、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を、機能訓練室にあっては、四十平方メートル以上の面積を有するものでなければならない。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、これらを同一の場所とすることができるものとする。</p> <p>第六条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を<u>令和六 年三月三十一日</u>までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に</p>	<p>定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第七条において同じ。)又は療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を<u>平成三十六年三月三十一日</u>までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設し、又は開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第百五十五条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂にあっては、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を、機能訓練室にあっては、四十平方メートル以上の面積を有するものでなければならない。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、これらを同一の場所とすることができるものとする。</p> <p>第六条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を<u>平成三十六年三月三十一日</u>までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に</p>

改正後	改正前
<p>供することをいう。)をし、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設し、又は開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、 第百五十五条第一項第七号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>第七条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>令和六 年三月三十一日</u>までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設し、又は開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、第百五十五条第一項第八号及び第百八十三条第一項第四号の規定にかかわらず、 一・二メートル以上(中廊下にあつては一・六メートル以上)であることとする。</p> <p>第八条 第百三十二条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>令和六 年三月三十一日</u>までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病</p>	<p>供することをいう。)をし、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設し、又は開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、 第百五十五条第一項第七号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>第七条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>平成三十六年三月三十一日</u>までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設し、又は開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、第百五十五条第一項第八号及び第百八十三条第一項第四号の規定にかかわらず、 一・二メートル以上(中廊下にあつては一・六メートル以上)であることとする。</p> <p>第八条 第百三十二条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>平成三十六年三月三十一日</u>までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病</p>

改正後	改正前
<p>床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の利用に供することをいう。次条において同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>第九条 第三百三十四条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>令和六年三月三十一日</u>までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p> <p><u>附 則</u> [略]</p> <p>※青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年青森市条例第四号）の一部改正〔第一条</p>	<p>床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の利用に供することをいう。次条において同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>第九条 第三百三十四条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>平成三十六年三月三十一日</u>までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>

改正後	改正前
関係] 新旧対照表にまとめて記載	

青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第十一号）の一部改正【第七条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第四章 [略]</p> <p>第五章 雑則（第九十三条・第九十四条）</p> <p>（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第十条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第百十二条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第七十三条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章 [略]</p> <p>第五章 雑則（第九十三条_____）</p> <p>（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第十条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第百十二条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第七十三条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型</p>

改正後	改正前
<p>サービス基準条例第百三十一条第一項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第四十六条第六項において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第百五十二条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第四十六条第六項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設 <u>(第十二条第一項において「本体事業所等」という。)</u>の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業員の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第六十六条第一項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介</p>	<p>サービス基準条例第百三十一条第一項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第四十六条第六項において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第百五十二条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第四十六条第六項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設 _____</p> <p>の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業員の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第六十六条第一項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介</p>

改正後	改正前
<p>護の利用者。次条において同じ。) の数を合計した数について、第七十三条又は指定地域密着型サービス基準条例第一百二十二条、第一百三十二条若しくは第一百五十三条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第十一条 [略]</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設（法第八条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する介護療養型医療施設をいう。第四十六条第六項及び第七十三条第九項において同じ。) の運営（第四十六条第七項において「指定居宅サービス事業等」という。）について、三年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第十二条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を</p>	<p>護の利用者。次条において同じ。) の数を合計した数について、第七十三条又は指定地域密着型サービス基準条例第一百二十二条、第一百三十二条若しくは第一百五十三条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第十一条 [略]</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設（法第八条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する介護療養型医療施設をいう。第四十六条第六項_____において同じ。) の運営（第四十六条第七項において「指定居宅サービス事業等」という。）について、三年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第十二条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を</p>

改正後	改正前
<p>置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障_____がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。<u>なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第二十九条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～九 [略]</p> <p>十 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十一 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第三十条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事</p>	<p>置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障<u>を及ぼすおそれ</u>がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____。</p> <p>2 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第二十九条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～九 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>十 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第三十条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事</p>

改正後	改正前
<p>業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（業務継続計画の策定等）</u></p> <p><u>第三十条の二 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を</u></p>	<p>業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>定期的に実施しなければならない。</u></p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第三十二条 [略]</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第三十三条 [略]</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症</u></p>	<p>[追加]</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第三十二条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第三十三条 [略]</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(掲示)</p> <p>第三十四条 [略]</p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第三十九条の二 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施す</u></p>	<p>(掲示)</p> <p>第三十四条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>るための担当者を置くこと。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第四十一条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会<u>（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第五十一条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）</u></p> <p>(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第四十六条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第四十一条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第四十六条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業</p>

改正後			改正前		
<p>者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>			<p>者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>		
<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、<u>指定介護老人福祉施設</u>、<u>介護老人保健施設</u>、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>	<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設_____、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>
<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、<u>指定地域密着型通所介護事業所</u>又は<u>指定認知症対応型通所介護事業所</u></p>	<p>看護師又は准看護師</p>	<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、_____</p> <p style="text-align: center;"><u>指定認知症対応型通所介護事業所</u>、<u>指定介護老人福祉施設</u>又は<u>介護老人保健施設</u></p>	<p>看護師又は准看護師</p>

改正後	改正前
<p>7 第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第九十四条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、一人以上とすることができる。</p> <p>8～13 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第四十七条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前二項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福</p>	<p>7 第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第九十四条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、一人以上とすることができる。</p> <p>8～13 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第四十七条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前二項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福</p>

改正後	改正前
<p>祉法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第百九十六条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第七十四条第三項</u>及び第七十五条において同じ。）として三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第五十一条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第四十六条第十二項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第六十九条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について</u></p>	<p>祉法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第百九十六条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第七十四条第二項</u>及び第七十五条において同じ。）として三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第五十一条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第四十六条第十二項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第六十九条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議</p>

改正後	改正前
<p><u>当該利用者等の同意を得なければならない。</u>をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第五十九条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～九 [略]</p> <p>十 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十一 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第六十条 [略]</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市長が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から介護保険事業計画（法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市長が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備</p>	<p>_____をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第五十九条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～九 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>十 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第六十条 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合（次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第六十七条 第十三条から第十七条まで、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第三十条、<u>第三十条の二、第三十三条から</u> <u>第四十一条まで（第三十九条第四項を除く。）</u>の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「第五十九条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第三十条第三項及び第四項、第三十条の二第二項、第三十三条第二項第一号及び第三号、第三十四条第一項並びに第三十九条の二第一号及び第三号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第三章第四節」と</u> <u>、第四十一条第一項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるの</u></p>	<p>（準用）</p> <p>第六十七条 第十三条から第十七条まで、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第三十条、<u>第</u> <u>三十三条から第三十八条まで、第三十九</u> <u>条（第四項を除く。）から第四十一条ま</u> <u>で</u> <u>の</u>規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「第五十九条に規定する重要事項に関する規程」と、 <u>「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第二十九条第二項中「この節」とあるのは「第三章第四節」と、第三十条第三項及び第三十四条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第四十一条第一項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるの</u></p>

改正後	改正前
<p>は「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第七十三条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第百十二条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（同条例第百十一条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第七十六条において同じ。）の数が三又はその端数を増すごとに一以上とするほ</p>	<p>は「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第七十三条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第百十二条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（同条例第百十一条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第七十六条において同じ。）の数が三又はその端数を増すごとに一以上とするほ</p>

改正後	改正前
<p>か、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。<u>以下この項において同じ。</u>）を行わせるために必要な数以上とする。<u>ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が三である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて二以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを、専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合は、当該<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u>における他の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>か、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。_____。）を行わせるために必要な数以上とする。_____</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>共同生活住居</u> _____ ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを、専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合は、当該<u>共同生活住居</u> _____ における他の職務に従事することができるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>6～8 [略]</p> <p>9 <u>第七項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第六項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。</u></p> <p>10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護支援専門員でない者を計画作成担当者として充てるときは、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てるよう努めるものとする。</p> <p>11 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的</p>	<p>6～8 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>9 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護支援専門員でない者を計画作成担当者として充てるときは、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てるよう努めるものとする。</p> <p>10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的</p>

改正後	改正前
<p>に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第百十二条第一項から第十項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第七十四条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障_____がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p><u>2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。</u></p> <p><u>3</u> 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第百十二条第一項から第十項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第七十四条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障<u>を及ぼすおそれ</u>がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>[追加]</p> <p><u>2</u> 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>第七十六条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は<u>一以上三以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、一又は二)</u>とすること。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2～7 [略]</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第八十条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第八十一条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防</p>	<p>第七十六条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は<u>一又は二</u>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>とすること。<u>ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を三とすることができる。</u></p> <p>2～7 [略]</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第八十条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____</p> <p>_____を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第八十一条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防</p>

改正後	改正前
<p>サービス若しくは地域密着型介護予防サービス <u>(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)</u> の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第八十二条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>七 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>八 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第八十三条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格</u></p>	<p>サービス若しくは地域密着型介護予防サービス _____</p> <p>_____ の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第八十二条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>七 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第八十三条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改正後	改正前
<p><u>を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第八十八条 第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、<u>第三十条の二</u>、第三十三条から第三十六条まで、<u>第三十八条から第四十一条まで（第三十九条第四項及び第四十一条第五項をく。）</u>、第五十八条、第六十一条及び第六十三条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「第八十二条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第三十条の二第二項、第三十三条第二項第一号及び第三号、第三十四条第一項並びに第三十九条の二第一号及び第三号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と</u>、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第四章第四節」と_____</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>[追加]</p> <p>(準用)</p> <p>第八十八条 第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第二十五条、第二十六条、第二十八条_____、第三十三条から第三十六条まで、<u>第三十八条、第三十九条（第四項を除く。）</u>、<u>第四十条、第四十一条</u>_____、第五十八条、第六十一条及び第六十三条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「第八十二条に規定する重要事項に関する規程」と、_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ 「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第四章第四節」と、<u>第三十四条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介</u></p>

改正後	改正前
<p>_____、第四十一条第一項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第五十八条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第六十一条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)</p> <p>第八十九条 [略]</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次に掲げるいずれかの</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>一 <u>外部の者による評価</u></p> <p>二 <u>前条において準用する第四十一条第一項に規定する運営推進会議における評価</u></p> <p>3～5 [略]</p> <p>(<u>電磁的記録等</u>)</p> <p><u>第九十三条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本そ</u></p>	<p><u>護従業者」と</u>、第四十一条第一項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第五十八条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第六十一条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)</p> <p>第八十九条 [略]</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による</u> 評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>の他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十六条第一項（第六十七条及び第八十八条において準用する場合を含む。）及び第七十八条第一項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第九十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則 [略]</p> <p>※青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年青森市条例第四号）の一部改正 [第一条</p>	<p>[追加]</p> <p>（委任）</p> <p>第九十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

改正後	改正前
関係] 新旧対照表にまとめて記載	

青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
(平成二十六年青森市条例第四十四号) の一部改正【第八条及び附則第十二条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第四章 [略]</p> <p>第五章 雑則 (第三十五条・<u>第三十六条</u>)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十六第一号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（<u>以下この項において「主任介護支援専門員」という。</u>）でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章 [略]</p> <p>第五章 雑則 (第三十五条_____)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(管理者)</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十六第一号イ（3）に規定する主任介護支援専門員_____</p> <p>_____でなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改正後	改正前
<p>であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>5～7 [略]</p> <p>（利用料等の受領）</p> <p>第十四条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第四十六条第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第四十六条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）</p> <p>第十七条 指定居宅介護支援の事業の方針は、第四条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～八 [略]</p> <p>九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置その他の情</u></p>	<p>であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>5～7 [略]</p> <p>（利用料等の受領）</p> <p>第十四条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第四十六条第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第四十六条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に_____ 差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）</p> <p>第十七条 指定居宅介護支援の事業の方針は、第四条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～八 [略]</p> <p>九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議_____</p>

改正後	改正前
<p><u>報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものであること。</u></p> <p>十～十八の二 [略]</p> <p><u>十八の三 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第四十三条第二項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市からの求めがあつた場合</u></p>	<p>_____をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものであること。</p> <p>十～十八の二 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届けること。</u></p> <p>十九～二十七 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第二十二條 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定め、これを当該指定居宅介護支援事業所の従業者及び利用者に周知するものとする。</p> <p>一～五 [略]</p> <p><u>六 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>七</u> その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二十三條 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>十九～二十七 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第二十二條 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定め、これを当該指定居宅介護支援事業所の従業者及び利用者に周知するものとする。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>六</u> その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二十三條 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第二十三条の二 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>
<p><u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</u></p> <p><u>第二十五条の二 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のた</u></p>	<p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>めの指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(掲示)</p> <p>第二十六条 [略]</p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(虐待の防止)</p> <p><u>第三十一条の二 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	<p>(掲示)</p> <p>第二十六条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p>(電磁的記録等)</p> <p><u>第三十五条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条（第三十四条において準用する場合を含む。）及び第十七条第二十四号（第三十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第三十六条</u> この条例の施行に関し必要な</p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(委任)</p> <p><u>第三十五条</u> この条例の施行に関し必要な</p>

改正後	改正前
<p>事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則 (管理者に係る経過措置)</p> <p>第三条 <u>令和九 年三月三十一日</u>までの間は、第八条の規定による改正後の青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第七条第二項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第七条第一項に規定する管理者とすることができる。</p> <p><u>2 令和三年四月一日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第八条」とあるのは「令和三年三月三十一日までに介護保険法第四十六条第一項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第七条第一項に規定する管理者（以下この条において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第八条」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第七条第一項に規定する」とあるのは「引き続き、令和三年</u></p>	<p>事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則 (管理者に係る経過措置)</p> <p>第三条 <u>平成三十三年三月三十一日</u>までの間は、第八条の規定による改正後の青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第七条第二項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第七条第一項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>三月三十一日における管理者である介護支援専門員を」とする。</u></p> <p>※附則第十二条による改正</p> <p><u>附 則</u> [略]</p> <p>※青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年青森市条例第四号）の一部改正〔第一条関係〕新旧対照表にまとめて記載</p>	

青森市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十六年
青森市条例第四十五号）の一部改正【第九条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第五章 [略]</p> <p>第六章 雑則（第三十七条・<u>第三十八条</u>）</p> <p>（基本方針）</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（運営規程）</p> <p>第二十一条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防支援事業所の従業者及び利用者に周知するものとする。</p> <p>一～五 [略]</p> <p><u>六 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章 [略]</p> <p>第六章 雑則（第三十七条_____）</p> <p>（基本方針）</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>（運営規程）</p> <p>第二十一条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防支援事業所の従業者及び利用者に周知するものとする。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p>七 <u>その他事業の運営に関する重要事項</u></p> <p>(勤務態勢の確保)</p> <p>第二十二條 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第二十二條の二 <u>指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>。</p> <p>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</p> <p>第二十四條の二 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所におい</u></p>	<p>六 <u>その他事業の運営に関する重要事項</u></p> <p>(勤務態勢の確保)</p> <p>第二十二條 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>て感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>一 <u>当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>二 <u>当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>三 <u>当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>（掲示） 第二十五条 [略]</p> <p><u>2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>（虐待の防止） 第三十条の二 <u>指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>一 <u>当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する</u></p>	<p>（掲示） 第二十五条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的</u> <u>に開催するとともに、その結果に</u> <u>ついて、担当職員に周知徹底を図ること</u> <u>と。</u></p> <p><u>二 当該指定介護予防支援事業所にお</u> <u>ける虐待の防止のための指針を整備す</u> <u>ること。</u></p> <p><u>三 当該指定介護予防支援事業所にお</u> <u>いて、担当職員に対し、虐待の防止のた</u> <u>めの研修を定期的</u><u>に実施すること。</u></p> <p><u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施す</u> <u>るための担当者を置くこと。</u></p> <p>（指定介護予防支援の具体的取扱方針）</p> <p>第三十四条 指定介護予防支援の事業の方 針は、第四条に規定する基本方針及び前 条に規定する基本取扱方針に基づき、次 に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～八 [略]</p> <p>九 担当職員は、サービス担当者会議(担 当職員が介護予防サービス計画の作成 のために、利用者及びその家族の参加 を基本としつつ、介護予防サービス計 画の原案に位置付けた指定介護予防サ ービス等の担当者(以下この条におい て「担当者」という。)を招集して行う 会議<u>（テレビ電話装置等を活用して行</u> <u>うことができるものとする。ただし、</u> <u>利用者又はその家族（以下この号にお</u> <u>いて「利用者等」という。）が参加す</u> <u>る場合にあっては、テレビ電話装置等</u> <u>の活用について当該利用者等の同意を</u> <u>得なければならない。）</u>をいう。以下 同じ。)の開催により、利用者の状況等 に関する情報を担当者と共有するとと</p>	<p>（指定介護予防支援の具体的取扱方針）</p> <p>第三十四条 指定介護予防支援の事業の方 針は、第四条に規定する基本方針及び前 条に規定する基本取扱方針に基づき、次 に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～八 [略]</p> <p>九 担当職員は、サービス担当者会議(担 当職員が介護予防サービス計画の作成 のために、利用者及びその家族の参加 を基本としつつ、介護予防サービス計 画の原案に位置付けた指定介護予防サ ービス等の担当者(以下この条におい て「担当者」という。)を招集して行う 会議</p> <p>_____をいう。以下 同じ。)の開催により、利用者の状況等 に関する情報を担当者と共有するとと</p>

改正後	改正前
<p>もに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものであること。</p> <p>十～二十八 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第三十七条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条（第三十六条において準用する場合を含む。）及び第三十四条第二十六号（第三十六条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが</u></p>	<p>もに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものであること。</p> <p>十～二十八 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）</u>によることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第三十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則 [略]</p> <p>※青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年青森市条例第四号）の一部改正〔第一条関係〕新旧対照表にまとめて記載</p>	<p>(委任)</p> <p>第三十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定め
 る条例（平成二十五年青森市条例第十二号）の一部改正【第十条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第四章 [略]</p> <p>第五章 雑則（第五十七条・第五十八条）</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第五条 法第八十八条第一項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営が見込まれる場合であって、かつ、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供に支障を及ぼすおそれがない場合に限り、第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 栄養士又は管理栄養士 一人以上</p> <p>五・六 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、</u> _____ _____ _____ _____ _____</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章 [略]</p> <p>第五章 雑則（第五十七条_____）</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第五条 法第八十八条第一項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士_____との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営が見込まれる場合であって、かつ、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供に支障を及ぼすおそれがない場合に限り、第四号の栄養士_____を置かないことができる。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 栄養士_____ 一人以上</p> <p>五・六 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第四十五条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合</u></p>

改正後	改正前
<p>入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>8 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（<u>青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第十号）</u>）第五十三条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p>	<p><u>の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第五十四条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第十号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。））第八十一条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定地域密着型サービス基準条例第九十条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>4～7 [略]</p> <p>8 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（<u>指定地域密着型サービス基準条例</u>）第五十三条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>第六条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第十七条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 指定介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)</u>を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第十八条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>第六条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第十七条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 指定介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____</p> <p>_____を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第十八条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p>

改正後	改正前
<p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議<u>（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）</u>をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～12 [略]</p> <p><u>（栄養管理）</u> 第二十三条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</p> <p><u>（口腔衛生の管理）</u> 第二十三条の三 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</p> <p>（運営規程） 第三十条 指定介護老人福祉施設の開設者</p>	<p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議_____をい</p> <p>う。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～12 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>（運営規程） 第三十条 指定介護老人福祉施設の開設者</p>

改正後	改正前
<p>は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護老人福祉施設の従業者及び入所者に周知しなければならない。</p> <p>一～七 [略]</p> <p>八 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>九 その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第三十一条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定介護老人福祉施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護老人福祉施設の開設者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>（業務継続計画の策定等）</p> <p>第三十一条の二 指定介護老人福祉施設の</p>	<p>は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護老人福祉施設の従業者及び入所者に周知しなければならない。</p> <p>一～七 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>八 その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第三十一条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>開設者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定介護老人福祉施設の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第三十三条 [略]</p> <p><u>2 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第三十四条 [略]</p> <p>2 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会<u>（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）</u>をおおむね三月に一回以上開催するとともに、そ</p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第三十三条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第三十四条 [略]</p> <p>2 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 _____をおおむね三月に一回以上開催するとともに、そ</p>

改正後	改正前
<p>の結果について、介護職員その他の従業者に対し周知徹底すること。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的 に実施すること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症<u>又は</u>食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十六条 [略]</p> <p><u>2 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第四十二条 指定介護老人福祉施設の開設者は、事故の発生及びその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>2～4 [略]</p>	<p>の結果について、介護職員その他の従業者に対し周知徹底すること。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修_____</p> <p>_____を定期的 に実施すること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症<u>及び</u>食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十六条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第四十二条 指定介護老人福祉施設の開設者は、事故の発生及びその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会_____</p> <p>_____及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>[追加]</p> <p>2～4 [略]</p>

改正後	改正前
<p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第四十二条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p>第四十六条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効</u></p>	<p>[追加]</p> <p>(基本方針)</p> <p>第四十六条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(設備)</p> <p>第四十七条 ユニット型指定介護老人福祉施設^{（一）}の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 ユニット 次のイからニまでに掲げる設備に応じ、それぞれイからニまでに定める基準</p> <p>イ 居室 次の<u>(1) から (4) までに掲げる基準</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられていること（一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないもの</u>であること。）。</p> <p>(3) [略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(4)</u> ブザー又はこれに代わる設備が設けられていること。</p> <p>ロ～ニ [略]</p> <p>二～五 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p>	<p>(設備)</p> <p>第四十七条 ユニット型指定介護老人福祉施設^{（一）}の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 ユニット 次のイからニまでに掲げる設備に応じ、それぞれイからニまでに定める基準</p> <p>イ 居室 次の<u>(1) から (5) までに掲げる基準</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられていること（一のユニットの入居定員は、<u>おおむね十人以下としなければならないもの</u>であること。）。</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>(4) ユニットに属さない居室がユニットの居室として改修されたものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙が生じる場合は、入居者同士の視線の遮断が確保されていること。</u></p> <p><u>(5)</u> ブザー又はこれに代わる設備が設けられていること。</p> <p>ロ～ニ [略]</p> <p>二～五 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p>

改正後	改正前
<p>第四十九条 [略]</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第五十三条 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者及び入居者に周知しなければならない。</p> <p>一～八 [略]</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第五十四条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、全ての従業者(看</u></p>	<p>第四十九条 [略]</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____</p> <p>_____を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第五十三条 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者及び入居者に周知しなければならない。</p> <p>一～八 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>九 その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第五十四条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。_____</p>

改正後	改正前
<p><u>看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>5 <u>ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第五十六条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十八条、第二十一条、第二十三条から第二十九条まで、<u>第三十一条の二</u>及び第三十三条から第四十四条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第八条第一項中「第三十条に規定する運営規程」とあるのは「第五十三条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十八条第二項中「この章」とあるのは「第四章第三節」と、第二十九条中「第十八条」とあるのは「第五十六条において準用する第十八条」と、第二十九条第五号及び第四十四条第二項第四号中「第十七条第五項」とあるのは「第四十九条第七項」と、第二十九条第六号及び第四十四条第二項第六号中「第四十条第二項」とあるのは「第五十六条において準用する第四十条第二項」と、第二十九条第七号</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>[追加]</p> <p>(準用)</p> <p>第五十六条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十八条、第二十一条、第二十三条から第二十九条まで_____及び第三十三条から第四十四条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第八条第一項中「第三十条に規定する運営規程」とあるのは「第五十三条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十八条第二項中「この章」とあるのは「第四章第三節」と、第二十九条中「第十八条」とあるのは「第五十六条において準用する第十八条」と、第二十九条第五号及び第四十四条第二項第四号中「第十七条第五項」とあるのは「第四十九条第七項」と、第二十九条第六号及び第四十四条第二項第六号中「第四十条第二項」とあるのは「第五十六条において準用する第四十条第二項」と、第二十九条第七号</p>

改正後	改正前
<p>及び第四十四条第二項第七号中「第四十二条第三項」とあるのは「第五十六条において準用する第四十二条第三項」と、第四十四条第二項第三号中「第十四条第二項」とあるのは「第五十六条において準用する第十四条第二項」と、第四十四条第二項第五号中「第二十六条」とあるのは「第五十六条において準用する第二十六条」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第五十七条 指定介護老人福祉施設の開設者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第五十六条において準用する場合を含む。）及び第十四条第一項（第五十六条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定介護老人福祉施設の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等</u></p>	<p>及び第四十四条第二項第七号中「第四十二条第三項」とあるのは「第五十六条において準用する第四十二条第三項」と、第四十四条第二項第三号中「第十四条第二項」とあるのは「第五十六条において準用する第十四条第二項」と、第四十四条第二項第五号中「第二十六条」とあるのは「第五十六条において準用する第二十六条」と読み替えるものとする。</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができる方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第五十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>第六条 一般病床（医療法第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第八条において同じ。）又は療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和六 年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第七条第一項第七</p>	<p>（委任）</p> <p>第五十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>第六条 一般病床（医療法第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第八条において同じ。）又は療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第七条第一項第七</p>

改正後	改正前
<p>号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p> <p>第七条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を<u>令和六</u> <u>年三月三十一日</u>までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第七条第一項第七号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>第八条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>令和六</u> <u>年三月三十一日</u>までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者そ</p>	<p>号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p> <p>第七条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を<u>平成三十</u> <u>六年三月三十一日</u>までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第七条第一項第七号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>第八条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>平成三十六年三月三十一日</u>までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者そ</p>

改正後	改正前
<p>の他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第七条第一項第八号及び第四十七条第一項第四号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上（中廊下にあつては一・六メートル以上）とする。</p> <p>附 則 [略]</p> <p>※青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年青森市条例第四号）の一部改正〔第一条関係〕新旧対照表にまとめて記載</p>	<p>の他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第七条第一項第八号及び第四十七条第一項第四号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上（中廊下にあつては一・六メートル以上）とする。</p>

青森市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十五年青森市条例第十三号）の一部改正【第十一条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第四章 [略]</p> <p>第五章 雑則（第五十六条・第五十七条）</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第四条 介護老人保健施設には、法第九十七条第二項に規定する医師及び看護師のほか、次の各号に掲げる従業者を置くものとし、その員数は、当該従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>五 栄養士又は管理栄養士 入所定員百以上の介護老人保健施設にあつては、一人以上</p> <p>六・七 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設若しくは介護医療院（当該施設</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章 [略]</p> <p>第五章 雑則（第五十六条_____）</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第四条 介護老人保健施設には、法第九十七条第二項に規定する医師及び看護師のほか、次の各号に掲げる従業者を置くものとし、その員数は、当該従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>五 栄養士_____ 入所定員百以上の介護老人保健施設にあつては、一人以上</p> <p>六・七 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（第四十四条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設若しくは介護医療院（当該施設</p>

改正後	改正前
<p>設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設若しくは介護医療院をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設若しくは介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員</p> <p>二 介護医療院 医師、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員</p> <p>三 病床数百以上の病院 <u>栄養士又は管理栄養士</u></p> <p>四 [略]</p> <p>6 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員の員数の基</p>	<p>設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設若しくは介護医療院をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士</u>又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設若しくは介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士</u>又は介護支援専門員</p> <p>二 介護医療院 医師、<u>栄養士</u>又は介護支援専門員</p> <p>三 病床数百以上の病院 <u>栄養士</u></p> <p>四 [略]</p> <p>6 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士</u>又は介護支援専門員の員数の基</p>

改正後	改正前
<p>準は、次のとおりとする。</p> <p>一 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>二 [略]</p> <p>第五条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 介護老人保健施設の開設者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 介護老人保健施設の開設者は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(構造設備の基準)</p> <p>第七条 介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）であること（次に掲げる要</p>	<p>準は、次のとおりとする。</p> <p>一 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は<u>栄養士</u>併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は<u>栄養士</u>により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>二 [略]</p> <p>第五条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(構造設備の基準)</p> <p>第七条 介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）であること（次に掲げる要</p>

改正後	改正前
<p>件のいずれかを満たす二階建又は平家建の介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができるものであること。）。</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 療養室等が二階又は地階に設けられている場合であって、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>（１） 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長と相談の上、<u>第三十三条第一項</u>に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項が定められていること。</p> <p>（２） <u>第三十三条第一項</u>に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行われること。</p> <p>（３） [略]</p> <p>二～七 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（介護保健施設サービスの取扱方針）</p> <p>第十七条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 介護老人保健施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。</u>）を三月に一回以上開催するとともに、その結果</p>	<p>件のいずれかを満たす二階建又は平家建の介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができるものであること。）。</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 療養室等が二階又は地階に設けられている場合であって、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>（１） 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長と相談の上、<u>第三十三条</u>に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項が定められていること。</p> <p>（２） <u>第三十三条</u>に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行われること。</p> <p>（３） [略]</p> <p>二～七 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（介護保健施設サービスの取扱方針）</p> <p>第十七条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 介護老人保健施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____を三月に一回以上開催するとともに、その結果</p>

改正後	改正前
<p>について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略] 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>7 [略]</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第十八条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～12 [略]</p> <p><u>(栄養管理)</u></p> <p><u>第二十一条の二 介護老人保健施設の開設者は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p><u>(口腔衛生の管理)</u></p> <p><u>第二十一条の三 介護老人保健施設の開設</u></p>	<p>について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第十八条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～12 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>者は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第三十条 介護老人保健施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定め、これを当該介護老人保健施設の従業者及び入所者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p><u>七 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>八 その他施設の運営に関する重要事項</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第三十一条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 介護老人保健施設の開設者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該介護老人保健施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 介護老人保健施設の開設者は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動</u></p>	<p>(運営規程)</p> <p>第三十条 介護老人保健施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定め、これを当該介護老人保健施設の従業者及び入所者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>七 その他施設の運営に関する重要事項</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第三十一条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 介護老人保健施設の開設者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 _____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第三十一条の二 介護老人保健施設の開設者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 介護老人保健施設の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u> <u>に実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 介護老人保健施設の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(非常災害対策)</u></p> <p>第三十三条 [略]</p> <p><u>2 介護老人保健施設の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p><u>(衛生管理等)</u></p> <p>第三十四条 [略]</p> <p>2 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、</p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第三十三条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第三十四条 [略]</p> <p>2 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、</p>

改正後	改正前
<p>次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会<u>（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）</u>をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し周知徹底すること。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的実施すること。</p> <p>四 [略] (協力病院等)</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十六条 [略]</p> <p><u>2 介護老人保健施設の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第四十一条 介護老人保健施設の開設者は、事故の発生及びその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会<u>（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）</u>及び従業者に対</p>	<p>次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会_____をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し周知徹底すること。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修_____を定期的実施すること。</p> <p>四 [略] (協力病院等)</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十六条 [略] [追加]</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第四十一条 介護老人保健施設の開設者は、事故の発生及びその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会_____及び従業者に対</p>

改正後	改正前
<p>する研修を定期的に行うこと。</p> <p><u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第四十一条の二 介護老人保健施設の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p>第四十五条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 ユニット型介護老人保健施設の開設者</u></p>	<p>する研修を定期的に行うこと。</p> <p>[追加]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(基本方針)</p> <p>第四十五条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(条例で定める施設及び設備の基準)</p> <p>第四十六条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の構造設備の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>一 ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物であること（次に掲げる要件のいずれかを満たす二階建又は平家建のユニット型介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができるものであること。）。</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 療養室等が二階又は地階に設けられている場合であって、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長と相談の上、第五十五条において準用する<u>第三十三条第一項</u>に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項が定められていること。</p> <p>(2) 第五十五条において準用する<u>第三十三条第一項</u>に規定する訓練については、<u>同項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において</p>	<p>(条例で定める施設及び設備の基準)</p> <p>第四十六条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の構造設備の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>一 ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物であること（次に掲げる要件のいずれかを満たす二階建又は平家建のユニット型介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができるものであること。）。</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 療養室等が二階又は地階に設けられている場合であって、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長と相談の上、第五十五条において準用する<u>第三十三条</u>に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項が定められていること。</p> <p>(2) 第五十五条において準用する<u>第三十三条</u>に規定する訓練については、<u>同条</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において</p>

改正後	改正前
<p>行われること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>二～七 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>(介護保健施設サービスの取扱方針)</p> <p>第四十八条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略] 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>9 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第五十二条 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該ユニット型介護老人保健施設の従業者及び入所者に周知しなければならない。</p> <p>一～七 [略]</p> <p><u>八 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>九</u> その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>行われること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>二～七 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>(介護保健施設サービスの取扱方針)</p> <p>第四十八条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 _____</p> <p>_____ を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第五十二条 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該ユニット型介護老人保健施設の従業者及び入所者に周知しなければならない。</p> <p>一～七 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>八</u> その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>

改正後	改正前
<p>第五十三条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 <u>その際、当該ユニット型介護老人保健施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>ユニット型介護老人保健施設の開設者は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第五十五条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十八条から<u>第二十一条の三</u>まで、第二十四条、第二十六条から第二十九条まで、<u>第三十一条の二</u>及び第三十三条から第四十三条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第八条第一項中「第三十条に規定する運営規程」とあるのは「第五十二条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第四章第三節」と、第二十九条中「第十八条」とあるのは「第五十五条において準用する第十八条」と、</p>	<p>第五十三条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>[追加]</p> <p>(準用)</p> <p>第五十五条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十八条から<u>第二十一条</u>まで、第二十四条、第二十六条から第二十九条まで____及び第三十三条から第四十三条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第八条第一項中「第三十条に規定する運営規程」とあるのは「第五十二条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第四章第三節」と、第二十九条中「第十八条」とあるのは「第五十五条において準用する第十八条」と、</p>

改正後	改正前
<p>第二十九条第四号及び第四十三条第二項第六号中「第三十九条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十九条第二項」と、第二十九条第五号及び第四十三条第二項第七号中「第四十一条第三項」とあるのは「第五十五条において準用する第四十一条第三項」と、第四十三条第二項第二号中「第十三条第四項」とあるのは「第五十五条において準用する第十三条第四項」と、第四十三条第二項第三号中「第十四条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第十四条第二項」と、第四十三条第二項第四号中「第十七条第五項」とあるのは「第四十八条第七項」と、第四十三条第二項第五号中「第二十六条」とあるのは「第五十五条において準用する第二十六条」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第五十六条 介護老人保健施設の開設者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）及び第十四条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作ら</u></p>	<p>第二十九条第四号及び第四十三条第二項第六号中「第三十九条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十九条第二項」と、第二十九条第五号及び第四十三条第二項第七号中「第四十一条第三項」とあるのは「第五十五条において準用する第四十一条第三項」と、第四十三条第二項第二号中「第十三条第四項」とあるのは「第五十五条において準用する第十三条第四項」と、第四十三条第二項第三号中「第十四条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第十四条第二項」と、第四十三条第二項第四号中「第十七条第五項」とあるのは「第四十八条第七項」と、第四十三条第二項第五号中「第二十六条」とあるのは「第五十五条において準用する第二十六条」と読み替えるものとする。</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>れる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 介護老人保健施設の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第五十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>第五条 一般病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条、次条、附則第九条から附則第十一条までにおいて同じ。）又は療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を<u>令和六 年三月三十一日</u>までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する</p>	<p>[追加]</p> <p>（委任）</p> <p>第五十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>第五条 一般病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条、次条、附則第九条から附則第十一条までにおいて同じ。）又は療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を<u>平成三十六年三月三十一日</u>までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する</p>

改正後	改正前
<p>場合における当該転換に係る食堂については、第六条第二項第二号中「二平方メートル」とあるのは「一平方メートル」とする。</p> <p>第六条 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を<u>令和六 年三月三十一日</u>までの間に転換を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第六条第二項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>第七条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>令和六 年三月三十一日</u>までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第七条第一項第一号の規定は、適用しない。</p> <p>第八条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>令和六 年三月三十一日</u>までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係</p>	<p>場合における当該転換に係る食堂については、第六条第二項第二号中「二平方メートル」とあるのは「一平方メートル」とする。</p> <p>第六条 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を<u>平成三十六年三月三十一日</u>までの間に転換を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第六条第二項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>第七条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>平成三十六年三月三十一日</u>までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第七条第一項第一号の規定は、適用しない。</p> <p>第八条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>平成三十六年三月三十一日</u>までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係</p>

改正後	改正前
<p>る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第七条第一項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターがそれぞれ一以上設けられていること」とあるのは「屋内の直通階段が二以上設けられていること（エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができるものであること。）」とする。</p> <p>第九条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>令和六 年三月三十一日</u>までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第七条第一項第五号イ及び第四十六条第四項第五号イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とする。</p> <p>附 則 [略]</p> <p>※青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年青森市条例第四号）の一部改正〔第一条関係〕新旧対照表にまとめて記載</p>	<p>る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第七条第一項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターがそれぞれ一以上設けられていること」とあるのは「屋内の直通階段が二以上設けられていること（エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができるものであること。）」とする。</p> <p>第九条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>平成三十六年三月三十一日</u>までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第七条第一項第五号イ及び第四十六条第四項第五号イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とする。</p>

青森市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める
 条例（平成二十五年青森市条例第十四号）の一部改正【第十二条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第四章 [略]</p> <p>第五章 雑則（第五十五条・第五十六条）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において使用する用語の意義は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。<u>以下「法」という。</u>）において使用する用語の例による。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第四条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 医師及び薬剤師 _____ それぞれ 医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</p> <p>二～四 [略]</p> <p>五 栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上</p> <p>六 介護支援専門員 一以上（療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに当該一以上の数に一を標準として算出した数を加えた数以上）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章 [略]</p> <p>第五章 雑則（第五十五条_____）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において使用する用語の意義は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号_____）において使用する用語の例による。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第四条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ 医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</p> <p>二～四 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>五 介護支援専門員 一以上（療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに当該一以上の数に一を標準として算出した数を加えた数以上）</p>

改正後	改正前
<p>2 [略]</p> <p>3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等一部改正法附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令第四条第二項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 <u>医師及び薬剤師</u> _____ それぞれ医療法の規定により必要とされる数以上</p> <p>二～五 [略]</p> <p><u>六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあっては、一以上</u></p> <p><u>七 介護支援専門員</u> 一以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに当該一以上の数に一を標準として算出した数を加えた数以上）</p> <p>4 [略]</p> <p>5 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、<u>第一項第六号及び第三項第七号</u>の規定にかか</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等一部改正法附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令第四条第二項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 <u>医師、薬剤師及び栄養士</u> それぞれ医療法の規定により必要とされる数以上</p> <p>二～五 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>六 介護支援専門員</u> 一以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに当該一以上の数に一を標準として算出した数を加えた数以上）</p> <p>4 [略]</p> <p>5 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、<u>第一項第五号及び第三項第六号</u>の規定にかか</p>

改正後	改正前
<p>ならず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すごとに一とする。</p> <p>6 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。<u>ただし、</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>入院患者の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。</u></p> <p>7 <u>第一項第六号、第三項第七号及び第五項</u>の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。</p> <p>8・9 [略]</p> <p>第五条 [略]</p> <p>2.3 [略]</p> <p>4 <u>指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の</u></p>	<p>ならず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すごとに一とする。</p> <p>6 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。<u>ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第四十二条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。</u></p> <p>7 <u>第一項第五号、第三項第六号及び第六項</u>の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。</p> <p>8・9 [略]</p> <p>第五条 [略]</p> <p>2.3 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養型医療施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p> <p>第十七条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)</u>を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第十八条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家</u></p>	<p>[追加]</p> <p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p> <p>第十七条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 _____</p> <p>_____を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第十八条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議 _____</p> <p>_____</p>

改正後	改正前
<p><u>族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。</u>をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～12 [略]</p> <p><u>（栄養管理）</u></p> <p><u>第二十条の二 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p><u>（口腔衛生の管理）</u></p> <p><u>第二十条の三 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p><u>（運営規程）</u></p> <p>第二十八条 指定介護療養型医療施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護療養型医療施設の従業者及び入院患者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～12 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p><u>（運営規程）</u></p> <p>第二十八条 指定介護療養型医療施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護療養型医療施設の従業者及び入院患者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p>

改正後	改正前
<p><u>七 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>八 その他施設の運営に関する重要事項</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二十九条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定介護療養型医療施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>4 指定介護療養施設の開設者は、適切な指定介護療養型医療施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p><u>第二十九条の二 指定介護療養型医療施設の開設者は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務</u></p>	<p>[追加]</p> <p><u>七 その他施設の運営に関する重要事項</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二十九条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p>の結果について、介護職員その他の従業者に対し周知徹底すること。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的 に実施すること。</p> <p>四 [略]</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十四条 [略]</p> <p><u>2 指定介護療養型医療施設の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第三十九条 指定介護療養型医療施設の開設者は、事故の発生及びその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p>第三十九条の二 指定介護療養型医療施設</p>	<p>の結果について、介護職員その他の従業者に対し周知徹底すること。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修_____を定期的 に実施すること。</p> <p>四 [略]</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十四条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第三十九条 指定介護療養型医療施設の開設者は、事故の発生及びその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会_____及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>[追加]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>一 <u>当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>二 <u>当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>三 <u>当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>四 <u>前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>（基本方針） 第四十三条 [略] 2 [略] 3 <u>ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>（基本方針） 第四十三条 [略] 2 [略] [追加] [追加]</p>

改正後	改正前
<p>(構造設備)</p> <p>第四十四条 [略]</p> <p>2 廊下及び前項に掲げる設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 ユニット 次のイからニまでに掲げる設備に応じ、それぞれイからニまでに定める基準</p> <p>イ 病室 次の<u>(1) から (4) まで</u>に掲げる基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられていること（一のユニットの入院患者の定員は、<u>原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないもの</u>であること。）。</p> <p>(3) [略]</p> <p>[削る]</p> <p>(<u>4</u>) ブザー又はこれに代わる設備が設けられていること。</p> <p>ロ～ニ [略]</p> <p>ニ・三 [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(構造設備)</p> <p>第四十四条 [略]</p> <p>2 廊下及び前項に掲げる設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 ユニット 次のイからニまでに掲げる設備に応じ、それぞれイからニまでに定める基準</p> <p>イ 病室 次の<u>(1) から (5) まで</u>に掲げる基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられていること（一のユニットの入院患者の定員は、<u>おおむね十人以下としなければならないもの</u>であること。）。</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>(4) ユニットに属さない病室がユニットの病室として改修されたものについて、病室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入院患者同士の視線の遮断が確保されていること。</u></p> <p>(5) ブザー又はこれに代わる設備が設けられていること。</p> <p>ロ～ニ [略]</p> <p>ニ・三 [略]</p> <p>3～5 [略]</p>
<p>(構造設備)</p> <p>第四十五条 [略]</p> <p>2 廊下及び前項に掲げる設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号</p>	<p>(構造設備)</p> <p>第四十五条 [略]</p> <p>2 廊下及び前項に掲げる設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号</p>

改正後	改正前
<p>に定めるとおりとする。</p> <p>一 ユニット 次のイからニまでに掲げる設備に応じ、それぞれイからニまでに定める基準</p> <p>イ 病室 次の<u>(1) から (4) まで</u>に掲げる基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられていること（一のユニットの入院患者の定員は、<u>原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないもの</u>であること。）。</p> <p>(3) [略]</p> <p>[削る]</p> <p>(4) ブザー又はこれに代わる設備が設けられていること。</p> <p>ロ～ニ [略]</p> <p>二・三 [略]</p> <p>三・四 [略]</p> <p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p> <p>第四十七条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>に定めるとおりとする。</p> <p>一 ユニット 次のイからニまでに掲げる設備に応じ、それぞれイからニまでに定める基準</p> <p>イ 病室 次の<u>(1) から (5) まで</u>に掲げる基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられていること（一のユニットの入院患者の定員は、<u>_____ おおむね十人以下としなければならないもの</u>であること。）。</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>(4) ユニットに属さない病室がユニットの病室として改修されたものについて、病室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入院患者同士の視線の遮断が確保されていること。</u></p> <p>(5) ブザー又はこれに代わる設備が設けられていること。</p> <p>ロ～ニ [略]</p> <p>二・三 [略]</p> <p>三・四 [略]</p> <p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p> <p>第四十七条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第五十一条 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～七 [略]</p> <p>八 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>九 その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第五十二条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u>に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第五十一条 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～七 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>八 その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第五十二条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改正後	改正前
<p>5 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第五十四条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十八条から第二十条の三まで、第二十四条から第二十七条まで、第二十九条の二及び第三十一条から第四十一条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十八条に規定する運営規程」とあるのは「第五十一条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十六条第二項中「この節」とあるのは「第四章第三節」と、第二十七条中「第十八条」とあるのは「第五十四条において準用する第十八条」と、第二十七条第三号及び第四十一条第二項第五号中「第三十七条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十七条第二項」と、第二十七条第四号及び第四十一条第二項第六号中「第三十九条第三項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十九条第三項」と、第四十一条第二項第二号中「第十四条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第十四条第二項」と、第四十一条第二項第三号中「第十七条第五項」とあるのは「第四十七条第七項」と、第四十一条第二項第四号中「第二十四条」とあるの</p>	<p>[追加]</p> <p>(準用)</p> <p>第五十四条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十四条から第二十七条まで_____及び第三十一条から第四十一条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十八条に規定する運営規程」とあるのは「第五十一条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十六条第二項中「この節」とあるのは「第四章第三節」と、第二十七条中「第十八条」とあるのは「第五十四条において準用する第十八条」と、第二十七条第三号及び第四十一条第二項第五号中「第三十七条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十七条第二項」と、第二十七条第四号及び第四十一条第二項第六号中「第三十九条第三項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十九条第三項」と、第四十一条第二項第二号中「第十四条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第十四条第二項」と、第四十一条第二項第三号中「第十七条第五項」とあるのは「第四十七条第七項」と、第四十一条第二項第四号中「第二十四条」とあるの</p>

改正後	改正前
<p>は「第五十四条において準用する第二十四条」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第五十五条 指定介護療養型医療施設の開設者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十一条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。))及び第十四条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定介護療養型医療施設の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</u></p> <p>(委任)</p>	<p>は「第五十四条において準用する第二十四条」と読み替えるものとする。</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(委任)</p>

改正後	改正前
<p>第五十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則 [略]</p> <p>※青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年青森市条例第四号）の一部改正〔第一条関係〕新旧対照表にまとめて記載</p>	<p>第五十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

改正後	改正前
<p><u>制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 介護医療院の開設者は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(構造設備の基準)</p> <p>第七条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）であること（次に掲げる要件のいずれかを満たす二階建又は平家建の介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができるものであること。）。</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 療養室等が二階又は地階に設けられている場合であって、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長と相談の上、<u>第三十三条第一項</u>の規定による計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項が定められていること。</p> <p>(2) <u>第三十三条第一項</u>に規定す</p>	<p>[追加]</p> <p>(構造設備の基準)</p> <p>第七条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）であること（次に掲げる要件のいずれかを満たす二階建又は平家建の介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができるものであること。）。</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 療養室等が二階又は地階に設けられている場合であって、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長と相談の上、<u>第三十三条</u>の規定による計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項が定められていること。</p> <p>(2) <u>第三十三条</u>に規定す</p>

改正後	改正前
<p>る訓練については、<u>回項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行われること。</p>	<p>る訓練については、<u>回条</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行われること。</p>
<p>(3) [略]</p>	<p>(3) [略]</p>
<p>二～八 [略]</p>	<p>二～八 [略]</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>(介護医療院サービスの取扱方針)</p>	<p>(介護医療院サービスの取扱方針)</p>
<p>第十七条 [略]</p>	<p>第十七条 [略]</p>
<p>2～5 [略]</p>	<p>2～5 [略]</p>
<p>6 介護医療院の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>6 介護医療院の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>
<p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。</u>を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>
<p>二・三 [略]</p>	<p>二・三 [略]</p>
<p>7 [略]</p>	<p>7 [略]</p>
<p>(施設サービス計画の作成)</p>	<p>(施設サービス計画の作成)</p>
<p>第十八条 [略]</p>	<p>第十八条 [略]</p>
<p>2～5 [略]</p>	<p>2～5 [略]</p>
<p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))</u></p>	<p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議_____</p>

改正後	改正前
<p><u>が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。</u>)をいう。第十一項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～12 [略]</p> <p><u>(栄養管理)</u></p> <p><u>第二十一条の二 介護医療院の開設者は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p><u>(口腔衛生の管理)</u></p> <p><u>第二十一条の三 介護医療院の開設者は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第三十条 介護医療院の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定め、これを当該介護医療院の従業者及び入所者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p><u>七 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>八 その他施設の運営に関する重要事項</u></p>	<p>_____をいう。第十一項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～12 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第三十条 介護医療院の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定め、これを当該介護医療院の従業者及び入所者に周知しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>七</u> その他施設の運営に関する重要事項</p>

改正後	改正前
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第三十一条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 介護医療院の開設者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該介護医療院の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>介護医療院の開設者は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p><u>第三十一条の二 介護医療院の開設者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>介護医療院の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 介護医療院の開設者は、定期的に業務</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第三十一条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 介護医療院の開設者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第三十三条 [略]</p> <p><u>2 介護医療院の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第三十四条 [略]</p> <p>2 介護医療院の開設者は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し周知徹底すること。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的 に実施すること。</p> <p>四 [略]</p> <p>3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第九条の八、第九条の九、第九条の十二、第九条の十三、別表第一の二及び別表第一の三、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十四</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第三十三条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第三十四条 [略]</p> <p>2 介護医療院の開設者は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 _____をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し周知徹底すること。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修_____を定期的 に実施すること。</p> <p>四 [略]</p> <p>3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第九条の八、第九条の九、第九条の十二、第九条の十三、別表第一の二及び別表第一の三、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十四</p>

改正後	改正前
<p>号) 第十二条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第七十五号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十四号）第十二条の規定を準用する。この場合において、医療法施行規則第九条の八第一項中「法第十五条の三第一項第二号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第四号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和五十六年厚生省告示第十七号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第四号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）第三十四条第三項第一号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。）の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第二項中「法第十五条の三第一項第二号の前条の施設（施設告示第四号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第四号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、第九条の九第一項中「法第十五条の三第二項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「条例第三十四条第三項第二号の規定による医療機器又は医学的処置」と、第九条の十二中「法</p>	<p>号) 第十二条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第七十五号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十四号）第十二条の規定を準用する。この場合において、医療法施行規則第九条の八第一項中「法第十五条の三第一項第二号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第四号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和五十六年厚生省告示第十七号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第四号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）第三十四条第三項第一号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。）の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第二項中「法第十五条の三第一項第二号の前条の施設（施設告示第四号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第四号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、第九条の九第一項中「法第十五条の三第二項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「条例第三十四条第三項第二号の規定による医療機器又は医学的処置」と、第九条の十二中「法</p>

改正後	改正前
<p>第十五条の三第二項の規定による第九条の八の二に定める医療機器」とあるのは「<u>条例第三十四条第三項第三号の規定による医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器</u>」と、第九条の十三中「<u>法第十五条の三第二項の規定による医療</u>」とあるのは「<u>条例第三十四条第三項第四号の規定による医療</u>」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「<u>法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準</u>」とあるのは「<u>青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める</u><u>条例第三十四条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準</u>」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「<u>法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準</u>」とあるのは「<u>青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める</u><u>条例第三十四条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十六条 [略]</p> <p><u>2 介護医療院の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができ</u></p>	<p>第十五条の三第二項の規定による第九条の八の二に定める医療機器」とあるのは「<u>条例第三十四条第三項第三号の規定による医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器</u>」と、第九条の十三中「<u>法第十五条の三第二項の規定による医療</u>」とあるのは「<u>条例第三十四条第三項第四号の規定による医療</u>」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「<u>法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準</u>」とあるのは「_____」</p> <p>_____ <u>条例第三十四条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準</u>」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「<u>法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準</u>」とあるのは「_____」</p> <p>_____ <u>条例第三十四条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十六条 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>る。</u></p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第四十一条 介護医療院の開設者は、事故の発生及びその再発を防止するため、次に<u>掲げる</u>措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第四十一条の二 介護医療院の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第四十一条 介護医療院の開設者は、事故の発生及びその再発を防止するため、次に<u>定める</u>措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会_____及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>[追加]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p>(基本方針)</p> <p>第四十五条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 ユニット型介護医療院の開設者は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>第四十六条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>一 ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物であること（次に掲げる要件のいずれかを満たす二階建又は平家建のユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができるものであること。）。</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 療養室等が二階又は地階に設けられている場合であって、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長と相談の上、第五十五条において準用する第三十三条第一項に規定する計画</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第四十五条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>第四十六条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>一 ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物であること（次に掲げる要件のいずれかを満たす二階建又は平家建のユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができるものであること。）。</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 療養室等が二階又は地階に設けられている場合であって、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長と相談の上、第五十五条において準用する第三十三条に規定する計画</p>

改正後	改正前
<p>に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項が定められていること。</p> <p>(2) 第五十五条において準用する 第三十三条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行われること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>二～八 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>(介護医療院サービスの取扱方針)</p> <p>第四十八条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 ユニット型介護医療院の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第五十二条 ユニット型介護医療院の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該ユニット型介護医療院の従業者及び入所者に周知しなければならない。</p> <p>一～七</p> <p>八 虐待の防止のための措置に関する事</p>	<p>に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項が定められていること。</p> <p>(2) 第五十五条において準用する 第三十三条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行われること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>二～八 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>(介護医療院サービスの取扱方針)</p> <p>第四十八条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 ユニット型介護医療院の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 _____</p> <p>_____を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第五十二条 ユニット型介護医療院の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該ユニット型介護医療院の従業者及び入所者に周知しなければならない。</p> <p>一～七</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>項</u></p> <p><u>九</u> その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第五十三条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 ユニット型介護医療院の開設者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型介護医療院の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 ユニット型介護医療院の開設者は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第五十五条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十八条から<u>第二十一条の三</u>まで、第二十四条、第二十六条から第二十九条まで、<u>第三十一条の二</u>及び第三十三条から第四十三条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第八条第一項中「第三十条に規定する運営規程」とあるのは「第</p>	<p><u>八</u> その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第五十三条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 ユニット型介護医療院の開設者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>[追加]</p> <p>(準用)</p> <p>第五十五条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十八条から<u>第二十一条</u>_____まで、第二十四条、第二十六条から第二十九条まで_____及び第三十三条から第四十三条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第八条第一項中「第三十条に規定する運営規程」とあるのは「第</p>

改正後	改正前
<p>五十二条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第四章第三節」と、第四十三條第二項第四号中「第十七条第五項」とあるのは「第四十八条第七項」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第五十六条 介護医療院の開設者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）及び第十四条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 介護医療院の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方</u></p>	<p>五十二条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第四章第三節」と、第四十三條第二項第四号中「第十七条第五項」とあるのは「第四十八条第七項」と読み替えるものとする。</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>法をいう。）</u> <u>よることができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第五十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第三条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六 年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する経費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第七条第一項第一号及び第四十六条第四項第一号の規定は、適用しない。</p> <p>第四条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六 年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第七条第一項及び第四十六条第四項第二号の規定の適用については、第七条第一項第二号及び第</p>	<p>(委任)</p> <p>第五十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第三条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する経費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第七条第一項第一号及び第四十六条第四項第一号の規定は、適用しない。</p> <p>第四条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第七条第一項及び第四十六条第四項第二号の規定の適用については、第七条第一項第二号及び第</p>

改正後	改正前
<p>四十六条第四項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターがそれぞれ一以上設けられていること」とあるのは、「屋内の直通階段が二以上設けられていること（エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができるものであること。）」とする。</p> <p>第五条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>令和六 年三月三十一日</u>までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第七条第一項第六号イ及び第四十六条第四項第六号イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とする。</p> <p>第六条 介護療養型老人保健施設（平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行ったものをいう。以下同じ。）を開設した場合であつて、<u>令和六 年三月三十一日</u>までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した</p>	<p>四十六条第四項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターがそれぞれ一以上設けられていること」とあるのは、「屋内の直通階段が二以上設けられていること（エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができるものであること。）」とする。</p> <p>第五条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>平成三十六年三月三十一日</u>までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第七条第一項第六号イ及び第四十六条第四項第六号イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とする。</p> <p>第六条 介護療養型老人保健施設（平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行ったものをいう。以下同じ。）を開設した場合であつて、<u>平成三十六年三月三十一日</u>までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した</p>

改正後	改正前
<p>場合における当該介護医療院の建物については、第七条第一項第一号及び第四十六条第四項第一号の規定は、適用しない。</p> <p>第七条 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、<u>令和六年三月三十一日</u>までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第七条第一項及び第四十六条第四項第二号の規定の適用については、第七条第一項第二号及び第四十六条第四項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターがそれぞれ一以上設けられていること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること（エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができるものであること。）」とする。</p> <p>第八条 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、<u>令和六年三月三十一日</u>までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第七条第一項第六号イ及び第四十六条第四項第六号イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）</p>	<p>場合における当該介護医療院の建物については、第七条第一項第一号及び第四十六条第四項第一号の規定は、適用しない。</p> <p>第七条 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、<u>平成三十六年三月三十一日</u>までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第七条第一項及び第四十六条第四項第二号の規定の適用については、第七条第一項第二号及び第四十六条第四項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターがそれぞれ一以上設けられていること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること（エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができるものであること。）」とする。</p> <p>第八条 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、<u>平成三十六年三月三十一日</u>までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第七条第一項第六号イ及び第四十六条第四項第六号イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）</p>

改正後	改正前
<p>とする。</p> <p><u>第九条 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第六条第二項第三号口及び第四十六条第二項第二号口の規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。</u></p> <p><u>附 則</u> [略]</p> <p>※青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年青森市条例第四号）の一部改正〔第一条関係〕新旧対照表にまとめて記載</p>	<p>とする。</p> <p>[追加]</p>